

第 1 1 1 回神河町議会定例会に提出された議案

○町長提出議案

- 第 1 号議案 神河町一般職の任期付職員の採用等に関する条例制定の件
- 第 2 号議案 神河町自転車等の放置防止に関する条例制定の件
- 第 3 号議案 神河町個人情報の保護に関する法律施行条例制定の件
- 第 4 号議案 神河町情報公開・個人情報保護審査会に関する条例制定の件
- 第 5 号議案 神河町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 6 号議案 神河町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 7 号議案 神河町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 8 号議案 神河町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 9 号議案 神河町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 1 0 号議案 神河町建設残土砂等処分地設置条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 1 1 号議案 令和 4 年度神河町一般会計補正予算（第 9 号）
- 第 1 2 号議案 令和 4 年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 第 1 3 号議案 令和 4 年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 1 4 号議案 令和 4 年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 第 1 5 号議案 令和 4 年度神河町訪問看護事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 第 1 6 号議案 令和 4 年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 1 7 号議案 令和 4 年度神河町寺前地区振興基金特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 1 8 号議案 令和 4 年度神河町水道事業会計補正予算（第 4 号）
- 第 1 9 号議案 令和 4 年度神河町下水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 第 2 0 号議案 令和 4 年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第 4 号）
- 第 2 1 号議案 令和 5 年度神河町一般会計予算
- 第 2 2 号議案 令和 5 年度神河町介護療育支援事業特別会計予算
- 第 2 3 号議案 令和 5 年度神河町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 2 4 号議案 令和 5 年度神河町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 第 2 5 号議案 令和 5 年度神河町介護保険事業特別会計予算
- 第 2 6 号議案 令和 5 年度神河町土地開発事業特別会計予算
- 第 2 7 号議案 令和 5 年度神河町訪問看護事業特別会計予算
- 第 2 8 号議案 令和 5 年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計予算
- 第 2 9 号議案 令和 5 年度神河町寺前地区振興基金特別会計予算
- 第 3 0 号議案 令和 5 年度神河町長谷地区振興基金特別会計予算

第 3 1 号議案	令和 5 年度神河町浄化槽事業特別会計予算
第 3 2 号議案	令和 5 年度神河町水道事業会計予算
第 3 3 号議案	令和 5 年度神河町下水道事業会計予算
第 3 4 号議案	令和 5 年度公立神崎総合病院事業会計予算
承認第 1 号	第 3 次神河町行財政改革大綱の策定の件

神河町告示第19号

第111回神河町議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年2月17日

神河町長 山 名 宗 悟

1 期 日 令和5年3月2日

2 場 所 神河町役場 議場

○開会日に応招した議員

小 島 義 次

木 村 秀 幸

澤 田 俊 一

廣 納 良 幸

安 部 重 助

吉 岡 嘉 宏

松 岡 宣 彦

藤 森 正 晴

藤 原 資 広

小 寺 俊 輔

○3月16日に応招した議員

栗 原 廣 哉

○応招しなかった議員

な し

令和5年 第111回（定例）神河町議会会議録（第1日）

令和5年3月2日（木曜日）

議事日程（第1号）

令和5年3月2日 午前9時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 第1号議案 神河町一般職の任期付職員の採用等に関する条例制定の件
- 日程第5 第2号議案 神河町自転車等の放置防止に関する条例制定の件
- 日程第6 第3号議案 神河町個人情報の保護に関する法律施行条例制定の件
- 日程第7 第4号議案 神河町情報公開・個人情報保護審査会に関する条例制定の件
- 日程第8 第5号議案 神河町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第9 第6号議案 神河町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例制定の件
第7号議案 神河町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第10 第8号議案 神河町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
第9号議案 神河町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第11 第10号議案 神河町建設残土砂等処分地設置条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第12 第11号議案 令和4年度神河町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第13 第12号議案 令和4年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第14 第13号議案 令和4年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第15 第14号議案 令和4年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第16 第15号議案 令和4年度神河町訪問看護事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第17 第16号議案 令和4年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第18 第17号議案 令和4年度神河町寺前地区振興基金特別会計補正予算（第2号）
- 日程第19 第18号議案 令和4年度神河町水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第20 第19号議案 令和4年度神河町下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第21 第20号議案 令和4年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第4号）
- 日程第22 第21号議案 令和5年度神河町一般会計予算

第22号議案	令和5年度神河町介護療育支援事業特別会計予算
第23号議案	令和5年度神河町国民健康保険事業特別会計予算
第24号議案	令和5年度神河町後期高齢者医療事業特別会計予算
第25号議案	令和5年度神河町介護保険事業特別会計予算
第26号議案	令和5年度神河町土地開発事業特別会計予算
第27号議案	令和5年度神河町訪問看護事業特別会計予算
第28号議案	令和5年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計予算
第29号議案	令和5年度神河町寺前地区振興基金特別会計予算
第30号議案	令和5年度神河町長谷地区振興基金特別会計予算
第31号議案	令和5年度神河町浄化槽事業特別会計予算
第32号議案	令和5年度神河町水道事業会計予算
第33号議案	令和5年度神河町下水道事業会計予算
第34号議案	令和5年度公立神崎総合病院事業会計予算
日程第23	承認第1号 第3次神河町行財政改革大綱の策定の件

本日の会議に付した事件

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	諸報告
日程第4	第1号議案 神河町一般職の任期付職員の採用等に関する条例制定の件
日程第5	第2号議案 神河町自転車等の放置防止に関する条例制定の件
日程第6	第3号議案 神河町個人情報の保護に関する法律施行条例制定の件
日程第7	第4号議案 神河町情報公開・個人情報保護審査会に関する条例制定の件
日程第8	第5号議案 神河町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件
日程第9	第6号議案 神河町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例制定の件
	第7号議案 神河町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
日程第10	第8号議案 神河町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
	第9号議案 神河町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
日程第11	第10号議案 神河町建設残土砂等処分地設置条例の一部を改正する条例制定の件
日程第12	第11号議案 令和4年度神河町一般会計補正予算（第9号）
日程第13	第12号議案 令和4年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
日程第14	第13号議案 令和4年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第

		3号)
日程第15	第14号議案	令和4年度神河町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)
日程第16	第15号議案	令和4年度神河町訪問看護事業特別会計補正予算(第4号)
日程第17	第16号議案	令和4年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算(第2号)
日程第18	第17号議案	令和4年度神河町寺前地区振興基金特別会計補正予算(第2号)
日程第19	第18号議案	令和4年度神河町水道事業会計補正予算(第4号)
日程第20	第19号議案	令和4年度神河町下水道事業会計補正予算(第3号)
日程第21	第20号議案	令和4年度公立神崎総合病院事業会計補正予算(第4号)
日程第22	第21号議案	令和5年度神河町一般会計予算
	第22号議案	令和5年度神河町介護療育支援事業特別会計予算
	第23号議案	令和5年度神河町国民健康保険事業特別会計予算
	第24号議案	令和5年度神河町後期高齢者医療事業特別会計予算
	第25号議案	令和5年度神河町介護保険事業特別会計予算
	第26号議案	令和5年度神河町土地開発事業特別会計予算
	第27号議案	令和5年度神河町訪問看護事業特別会計予算
	第28号議案	令和5年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計予算
	第29号議案	令和5年度神河町寺前地区振興基金特別会計予算
	第30号議案	令和5年度神河町長谷地区振興基金特別会計予算
	第31号議案	令和5年度神河町浄化槽事業特別会計予算
	第32号議案	令和5年度神河町水道事業会計予算
	第33号議案	令和5年度神河町下水道事業会計予算
	第34号議案	令和5年度公立神崎総合病院事業会計予算

出席議員(10名)

1番	小島義次	6番	吉岡嘉宏
2番	木村秀幸	7番	松岡宣彦
3番	澤田俊一	8番	藤森正晴
4番	廣納良幸	9番	藤原資広
5番	安部重助	12番	小寺俊輔

欠席議員(1名)

11番 栗原廣哉

欠員(1名)

事務局出席職員職氏名

局長補佐 …………… 多 田 佐知子 主査 …………… 鶴 野 雄二郎

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	山 名 宗 悟	建設課長 ……………	野 崎 直 規
副町長 ……………	前 田 義 人	地籍課長 ……………	藤 田 晋 作
教育長 ……………	入 江 多喜夫	上下水道課長 ……………	谷 和 人
総務課長 ……………	岡 部 成 幸	健康福祉課長 ……………	桐 月 俊 彦
総務課参事兼財政特命参事		健康福祉課参事兼保健師事業特命参事	
……………	黒 田 勝 樹	……………	木 村 弘 美
税務課長 ……………	長 井 千 晴	会計管理者兼会計課長	
住民生活課長 ……………	平 岡 民 雄	……………	北 川 由 美
住民生活課副課長兼防災特命参事		町参事兼病院副院長兼事務長	
……………	井 出 博	……………	春 名 常 洋
農林政策課長 ……………	前 川 穂 積	病院総務課長兼施設課長	
ひと・まち・みらい課長		……………	井 上 淳 一 朗
……………	真 弓 憲 吾	教育課長兼給食センター所長	
ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事		……………	高 橋 宏 安
……………	石 橋 啓 明	教育課参事兼社会教育特命参事	
		……………	宮 本 公 平

議長挨拶

○議長（小寺 俊輔君） 皆さん、おはようございます。感染対策を施しておりますので、以降はマスクを外させていただきます。

開会に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。

厳しい寒さも峠を越え、三寒四温を繰り返しながら、少しずつ春の訪れを感じる季節になってまいりました。2020年1月から猛威を振るった新型コロナウイルス感染症の対応は、間もなく大きな区切りを迎えようとしています。一方で、2022年2月に始まったロシアのウクライナ侵攻は、終息の兆しも見えず、平和が訪れることを願うばかりであります。また、2月6日に発生したトルコ・シリア大地震の犠牲者は5万人を超えていると報道されています。ここに哀悼の意を表すとともに、一日も早い復興を願うばかりであります。阪神・淡路大震災を経験した兵庫県は、兵庫県議会、地方4団体が中心となり、令和5年トルコ地震兵庫県義援金募集委員会を設立し、義援金の募集を行っております。役場内にも募金箱を設置しておりますので、御協力をお願いいたします。

さて、本日、ここに第111回神河町議会定例会が招集されましたところ、議員各位

並びに執行部におかれましては、定刻までに御参集を賜り開会できますことは、町政のため、誠に御同慶に堪えません。後ほど議会運営委員長から報告を受けますが、今次定例会に町長から提出されます案件は、条例の制定、一部改正、各会計補正予算、令和5年度会計予算など、計35件であります。本定例会では、令和5年度神河町当初予算が審議されます。予算は直接住民の生活に関わるものであります。予算審議に当たっては、独善的にならずに、広く客観的に住民全体の立場に立ち、公平な審議を行わなければなりません。改めて申すまでもありませんが、神河町の1年間を左右する審議であります。議員各位には、住民の立場で、住民全体の福祉の向上を念頭に置き、公平公正な審議をお願い申し上げます。提出されている議案は、いずれも町政にとって重要な案件であります。議員各位には格別の御精励を賜り、適正妥当な結論が得られますようお願い申し上げます。開会の挨拶といたします。

町長挨拶

○町長（山名 宗悟君） おはようございます。第111回神河町議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

改めて、議員の皆様には御健勝のこととお喜び申し上げます。

2月6日にトルコ南東部のシリアとの国境付近を震源とする大地震が発生しました。被災地の状況は、死者数は5万人を超え、また100万人を超える人々が自宅で生活できない状況との報道もあり、長期化が避けられない状況となっています。改めて亡くなられた方には謹んで哀悼の意を表しますとともに、被災者の方々にお見舞い申し上げます。そして、一日も早い復旧、復興を心からお祈り申し上げます。神河町におきましても町内6か所に募金箱を設置させていただき、義援金の募集を行っておりますので、町民皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

2月24日でロシア軍がウクライナに軍事侵攻をして1年が経過しました。いまだにウクライナ各地で戦闘が続いており、終わりの見えない泥沼化した戦いが続いています。また、この戦いで犠牲者が増え続け、解決に向けた糸口さえ見つからない状況にやり場のない憤りを感じています。連動してウクライナ情勢等を背景とした原油、穀類をはじめとした物価高騰や円安により、地域経済、住民生活への影響が顕著に出てきており、これらに対して国、県の動向と連携しながら、しっかりと神河町として対処していかなければなりません。

新型コロナウイルス感染拡大につきましては、感染者減少と併せて、3月中旬からはマスク着用の緩和策、5月8日より2類から5類に移行することとしております。ようやく人流、いわゆる人の流れの回復とともに、経済の回復が形として表れてくる状況も生まれてきています。しかし、基本の感染対策は引き続き行うことと、行政としての啓発も怠ることなく進めてまいります。そして、ポストコロナ、ウィズコロナの視点で、交流から関係、そして定住政策のさらなる強化、将来にわたり元気な神河町であり続け

るためにも、これまで以上に人口減少対策、事業推進にスピード感を持って取り組んでいかなければなりません。そのためにも、クールチョイスなまち宣言の下、SDGsの理念である持続可能なまちづくり、カーボンニュートラル、脱炭素社会確立をキーワードに策定をいたしました2050神河将来ビジョンの実現に一步踏み出してまいります。それは30年後どんな町でありたいかという姿をイメージして、そこから逆算して、今何をすべきかをしっかりと考え、短期・中期・長期的まちづくりの具体策、町内経済回復、安全安心対策、播但線利用促進、デマンドバスのエリア拡大、農地・山林再生、野生動物対策、移住定住、教育、福祉の増進等々、地域創生事業を皆様方とともに推進することにあります。

さて、本日は、第111回の神河町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には繰り合わせての御出席を賜りまして、議会が開催できますことを厚く御礼申し上げます。今定例会には、条例制定改正10件、令和4年度各会計の補正予算10件、令和5年度各会計予算14件及び承認1件の計35件を提出させていただきました。

令和5年度の重点施策は、2050神河将来ビジョンの町全体の目指す姿をイメージして、神河町地域創生総合戦略、第2次神河町長期総合計画、その上で、特に本年度集中して取り組む事業として、少子化、若者定住、移住促進、町内経済循環の回復、粟賀小学校跡地活用、河川環境整備、農業・林業再生に向けた政策の具体化と実行、JR播但線利用促進事業、二次交通システムの整備促進、病院の健全運営、これらにあります。議員各位にはよろしく御審議を賜り、御承認賜りますようお願い申し上げます、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

午前9時09分開会

○議長（小寺 俊輔君） ただいまの出席議員数は10名であります。定足数に達していますので、第111回神河町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

栗原廣哉副議長から病気加療中のため、小林議会事務局長から服喪のため、それぞれ欠席届が提出されておりますので、御報告申し上げます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小寺 俊輔君） 日程第1、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長から指名いたします。

9番、藤原資広議員、1番、小島義次議員、以上2名を指名します。

○議長（小寺 俊輔君） 次の日程に入る前に、先般開かれました議会運営委員会の決定事項について報告を受けます。

安部重助議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長（安部 重助君） 皆さん、おはようございます。議会運営委員長の安部です。先般開かれまして議会運営委員会の報告をいたします。

去る2月24日、議会運営委員会を開催し、今期定例会の議事運営について協議し、決定した事項を御報告申し上げます。

まず、会期の日程ですが、本日から3月24日までの23日間と決しております。

町長から提出されます議案は、条例の制定4件、条例の一部改正6件、補正予算10件、令和5年度当初予算14件、行財政改革大綱策定の承認1件の計35件であります。

なお、議会からの提出議案は、条例の制定1件、意見書の提出1件の計2件を最終日に提出する予定にしております。閉会中に受理した請願はございませんが、陳情1件、要望書1件を受理しております。議会運営基準第142条の規定により、その写しを配付しておりますので、御確認ください。

議事日程につきましては、お手元に配付しております日程表のとおりでございます。

第1日目、第2日目に町長提出の全ての議案について提案説明を受け、第3日目と第4日目に質疑を行います。第1号議案、第3号議案から第10号議案、第12号議案、第13号議案、第15号議案から第17号議案は、それぞれ質疑の後、討論、採決を行うことにしております。第2号議案は民生福祉常任委員会に、第11号議案は総務文教常任委員会に審査を付託することにしております。

なお、一般会計補正予算との関連がある第14号議案、第18号議案から第20号議案については、最終日に討論、採決をお願いすることにしております。また、第21号議案から第34号議案までの令和5年度各会計当初予算については、質疑の後、議会運営基準第120条の規定により、議長を除く全議員により予算特別委員会を設置して、審査を付託することにしております。

一般質問につきましては、通告締切りを3月6日の午前9時とし、本会議第5日目の16日と第6日目の17日に行うこととしております。

24日の最終日には、民生福祉常任委員会に付託いたしました第2号議案、総務文教常任委員会に付託しました第11号議案、予算特別委員会に付託しました第21号議案から第34号議案について、委員長の審査報告を受け、討論、採決をお願いすることにしております。また、初日に提案説明を受けました承認第1号について、質疑、討論、採決を最終日をお願いすることにしております。

以上のとおり、今期定例会の会期日程及び議事日程について決定し、議長にお願いしております。議員各位には格段の御協力をお願い申し上げます。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（小寺 俊輔君） 議会運営委員長の報告は終わりました。

それでは、日程に戻ります。

日程第2 会期の決定

○議長（小寺 俊輔君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から3月24日までの23日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 御異議ないものと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から3月24日までの23日間と決定しました。

日程第3 諸報告

○議長（小寺 俊輔君） 日程第3、諸報告でございます。

監査委員より例月出納検査及び現地調査の監査報告を提示していただいております。お手元にその写しを配付しておりますので、御一読願います。

閉会中の主な事柄については、別紙一覧表として配付しております。

なお、各委員会の閉会中の活動状況については、各委員長より報告をしていただきます。

まず、総務文教常任委員会、澤田俊一委員長、お願いします。

○総務文教常任委員会委員長（澤田 俊一君） おはようございます。総務文教常任委員会委員長の澤田です。閉会中の2月15日に総務文教常任委員会を開催し、所管事務について調査を行いました。その主な内容について報告いたします。

お手元の開催結果報告書を御覧ください。

まず、教育委員会についてでございます。

1点目、第3期かみかわ教育創造プランの取組状況について。基本方針の項目にある教職員の資質・能力の向上に関連しまして、保護者と教職員との関係が非常に重要である。ニュースで取り上げられる虐待や殺人などの事件は、家庭の環境が悪いことが影響していると思う。教職員と家庭が連携して子供たちの指導を行うことが大事ではないかという問いに対しまして、まずは教職員と子供との信頼関係、次に保護者や地域との信頼関係が大変重要だと認識している。特に保護者との関係性は大変重要であり、力を入れている。具体的には、4月に家庭訪問を行い、家庭の様子を見せていただくとともに、公開授業やPTA総会などで保護者との関係を築いている。その後、学校では、月に一回、子供について考える会を開き、家庭環境等も教師間でしっかりと共有している。特に中学校では複数の教師が子供に関わるので、子供の変化を見逃さないようにしている。変化がある場合には、子供と教育相談を行い、必要があれば家庭訪問、保護者面談で状況をしっかりと把握するようにしている。また、最近では、SNSの危険性について、子供対象の勉強会を通してルールづくりを行うとともに、保護者対象の勉強会も行っているとの回答でありました。

次に、教育課学校教育係、3点目の小学校の適正規模・適正配置についてであります。

まず、長谷小学校の存続か統合かについて、小学5年生以下と未就学児の保護者の意見聞き取り結果を11月下旬に保護者へ郵送して、以降の活動は何もないのかという問いに対しまして、その後、PTAと教育委員会事務局、学校との動きはない。3学期の協議について学校と相談しているとの回答でありました。

続いて、幼稚園が3年間が休園し、来年度も休園である。未就学児の中でも2歳児と3歳児の人数が多いと思うが、保護者の意向はどうかという問いに対しまして、主に長谷小学校の存続か統合かという聞き取りをしており、未就学児の世帯については意見が半々であった。長谷幼稚園へ3人以上の入園希望があれば開園すると保護者には伝えているとの回答でありました。

関連して、家庭の都合ということで、寺前幼稚園や神崎幼稚園に通園している児童がいる。なぜ長谷幼稚園に入園しないのか分からない。幼児は増えているが、長谷幼稚園に入園しなければ長谷小学校は存続できない。未就学児の保護者の意向を聞き取りしているのかという問いに対しましては、長谷小学校の存続か統合について、未就学児の保護者の意向は存続が多いと思っていたが、半々であった。3歳児が6人ほどいるので、期待をしている。長谷幼稚園を開園できそうな感触もつかんでいる。今後、事前の調査等もしっかり行い、取り組んでいきたいとのことでありました。

次に、6点目のGIGAスクールの取組状況についてであります。タブレットの活用状況について、各小学校において同じ教育環境の中で平等に教育するのが基本だと思うが、なぜ各小学校の活用状況に違いがあるのかとの問いに対しましては、教育を推進していく中で、統一的に町全体で取り組むべきものは取り組んでいる。もちろん教育活動は学習指導要領に沿って行っているが、各学校の児童数や環境などを踏まえながら、子供たちの状況に合わせて取り組んでいるので問題はないとの回答でありました。

前回、11月の委員会で宿題になっていた機器の5年リース期間終了後の対応はの問いに対しましては、全ての自治体が一斉に導入しているので、5年後に国がどのような支援をしてくるのかの情報をつかんで対応したいとのことでありました。また、リース期間終了後の契約内容はどうか。一般的には買取りか再契約だと思うがとの問いに対しましては、機器を返却する契約になっている。リース期間終了後の対応を検討しなければならないとの回答でありました。

次に、7点目の幼稚園の未就労家庭幼児受入れ体制の進捗状況についてであります。本年4月からの3歳児の受入れについて、課題は解決できているのかの問いに対しましては、必要な備品関係は次年度予算に計上した。先生の配置については、神崎幼稚園は7人の3歳児を受け入れるので、担任1人と支援員1人で対応し、寺前幼稚園は3人の3歳児を担任1人で対応する方針である。おむつ交換などの新たな対応が出てくるので、ほかの支援員の応援も必要である。4月以降の実際状況に応じて進めていきたいとの回答でありました。

次に、その他の項目であります。コロナ感染症対策について、文部科学省から各都道

府県教委に、学校の卒業式では児童生徒等はマスクを着用せずに出席することを基本とすると通知されたようである。特に中学校の場合は、公立高校の入試を控え、生徒や保護者は不安ではないか。町教育委員会としての考え方はとの質疑に対しまして、突然の発表で戸惑っている。臨時校長会を開いて対応等を協議した。まだ流動的な部分もあるが、卒業式は基本的にマスクを着用する方針である。社会全体がマスクを外しましょうという状況ではなく、中学校は高校入試の直前であること、また小学校においては三世帯同居の家庭も多く、お年寄りの感染を心配する。具体的には、中学校では卒業式はマスクを着用する、小学校は入退場や卒業証書授与など、生徒がしゃべらない場面では外すことを考えている。教師はマスクを着用したいと考えている。今後、詳細について協議したいとのことであります。

次に、社会教育係、9点目の施設の運営・維持管理の状況についてであります。町民温水プールがオープンしたとき、天理大学水泳部の合宿の利用があったと聞いている。温水プールの利用を増やすための提案として、ホテルモンテ・ローザでの合宿をセットにして、近隣大学の水泳部等への働きかけが必要ではないかとの問いといたしますか、提案に対しまして、町外の方々に神河町に温水プールがあること自体知られていないのではと感じている。ひと・まち・みらい課とも相談し、対応していきたいとの回答でありました。

次に、歴史文化遺産保存活用地域計画の取組状況についてであります。徹心寺山門の保存修理の内容と期間、経費の負担はの問いに対しまして、山門のかやぶき屋根のふき替えと、それを支えている軒先材の修理を行っている。期間は年度末までで、経費は見積額で873万4,000円、県、町、個人がそれぞれ3分の1の負担であるとのことであります。

次に、公民館の施設整備・機械の改修についてであります。グリンデルホールの施設環境整備計画について、文化庁から派遣された支援員の助言の内容はの問いに対しましては、まず1点目の回答としまして、舞台に看板をつり下げるバトンがあるが、今は手動で上げ下ろしをしている。バトンを電動化することで、操作に不慣れな方も含めて、誰でも安全に上げ下ろしができるようになるとの助言があった。また、客席の天井はつり天井で、特定天井に該当するので、今後、時期を見て、天井を撤去する、ネットを張る、または軽量の天井に替えるなどの対策が必要であるとの回答でありました。

続いて、助言を受けた内容については、教育委員会内部での検討にとどまっており、その内容で修理するかどうかは決定していない。令和5年度、6年度で現行の設備環境整備計画の内容を見直したい。改修に係る国等の補助メニューはないようであるとの回答でありました。

続いて、財政特命参事から次のような回答がありました。ホールの稼働を上げていくためにどのようなことが必要かという視点で助言を受けた。例えば、舞台のバトンについては、特定の人だけでなく、誰でも使えるように、簡単なボタン一つで操作できるよ

うにすれば安全である。そのような物の考え方で整備、修繕をしていくことが必要であると助言を受けた。財政担当として、あったものを元の状態にするだけの修繕ではなく、稼働率を上げていく、使っていただける形の修繕という考え方で計画していきたいとのことでありました。

次に、教育委員会の最後、給食センターであります。その他の項目の部分で、市川町との共同運営について、令和5年度に運営形態を決定するとのことだが、協議が必要な具体的な項目は何か。今後の費用負担等について神河町の基本的な考え方はの問いに対しまして、運営形態の決定については、今ある一部事務組合に入る、協議会をつくる、市川町が神河町に委託するなどの形態があるが、現時点では一部事務組合が一番よいのではないかと検討している。来年度早々には結論が出ればと考えている。修繕関係の負担については、大きな修繕は後回しにする。市川町とのコンテナや食器も違い、洗浄機も違うので、洗浄機も改造しなければならない。食器やコンテナなどを神河町に合わせていくのがベストだと考えており、その経費は全て市川町に負担していただくことになる。例えば、駐車場を拡幅するなどの経費は検討が必要であるとの回答でありました。

次の問いとして、神河町としてどの形態であれば一番メリットがあるのかを一番に考えていただきたい。例えば、神河町の給食を市川町に売れば、神河町の子供たちの給食費を無償にできるといったことも考えてほしい。市川町が自前で施設を更新する場合、何億という資金が必要なために神河町との共同運営を考えておられる。神河町のほうが強い立場にあると思うがの問いに対しましては、どのようにすれば神河町が有利なのかという考え方を心に留めておきたい。一方で、今後はクリーンセンターや斎場等に加えて、行政の大きな流れとして広域で取り組まなければならない行政課題が数多く出てくる。その都度、新たな形態をつくるより、できれば一つの一部事務組合でできないか検討しようとしているとの回答でありました。

次に、税務課についてであります。

適正公平な課税の実施と収納率向上の取組状況につきまして、まず1点目の問いとして、滞納整理委員会について、税務課は精力的に滞納分の徴収を行っているが、住宅資金や上下水道料金など、他課の滞納分の取組はどうかの問いに対しましては、年に4回、滞納整理委員会を開催し、各課の担当者と課長が集まり、進捗状況を確認している。令和2年度に債権管理条例を改正し、各課間で滞納状況を共有することができるようになった。税務課が滞納者と納税相談を行うとき、他課にも滞納がある場合は、随時声がけをして一緒に対応しているとの回答でありました。

次の質疑として、時効消滅の件数が多いように思う。督促状を送れば時効が停止するので、時効を適用しなくてもよいのではないか。滞納整理委員会としての方針を変えたのかの問いに対しましては、滞納整理委員会としての方針を変えたということではない。督促状を送っただけでは時効は中断しない。納付についての誓約書をもらう必要がある。今回、今まで接触ができていない分で、5年経過し、徴収権が消滅しているものについ

て整理を行ったとの回答であり、補足の説明として、滞納分で5年以上のものも分納されている方については残している。債権管理条例とともに、不納欠損処分に関する要綱を定めており、全てそれらに基づいて調査を行い、処理しているとの回答でありました。次に、会計課であります。

資金収支計画と公金の出納管理状況について。報告すべき質疑はありませんでしたが、令和4年度は資金繰りのための金融機関からの一時借入金がなく、資金収支管理がよくできていると高評価する意見がございました。

最後に、総務課についてであります。

2番目の第2次神河町行財政改革大綱、公共施設等総合管理計画の更新及び個別施設計画策定の進捗状況についての問いであります。第2次神河町行財政改革大綱の別紙資料で委員が出された主な意見等が示されたが、それぞれの意見に対する町の考え方が記載されていない。記載されたものを示してほしいとの問いに対しまして、意見に対する町の考え方をまとめたものを作成し、提出するとのことでありました。

次に、少し飛びまして、6点目の廃校跡地整備活用事業についてであります。地域交流センターのゲートウェイアジアの事業について、なかなか外国人が集まらない状況で、かなり苦慮されている。今後、いつまでもこのような状況が続くのであれば、見切りをつけることも必要ではないか。契約書等に何か取決めはあるのか。事業者には今後の利用計画を確認し、町の方針を決めていただきたいとの問いに対しまして、コロナ感染症の影響もあり、外国人の受入れが計画どおりに行われていない現状である。賃貸契約の見直しの質疑であるが、基本的には契約期間内に途中で破棄することはできないと思っている。更新時にあまり活動がないようであれば、新たな事業者を募集することも考えていかなければならない。今後の課題として重く受け止めるとの回答でありました。

その他の事項で、工事等の入札結果をホームページに載せるまでの期間があまりにも長い。年度当初にも申し入れたが、改善されない。各事業者の方から入札結果を早く知りたいと苦情が非常に多い。早急に改善を求めるとの問いといたしますか、これは苦言であります。に対しまして、本当に言い訳のしようがない。早急に指導するとのことでありました。

事務の遅延に関連しまして、移住関係のホームページの写真等も4年前から更新されていない。また、ケーブルテレビの文字放送も既に期間が過ぎた情報が掲載されているとの苦言があり、しっかりと対応するとのことでありました。

最後に、各課から3月定例会の一般会計補正予算の項目の説明があったが、減額の補正が目立った。補正を減額する理由は、1点目として、予定していたとおり事業が実施できなかった。2点目として、過大な予算を計上していた。3点目として、事業実施に当たり、経費節減に努めたのいずれかである。副町長から各担当課長に減額の理由をしっかりと説明できるように指導をお願いしました。副町長からは、全課長に指示するとのことでありました。

以上、大変大まかな報告となりましたが、これ以外の事項や質疑応答の内容につきましては、お手元の報告書にまとめておりますので御覧いただきたいと思っております。

執行部におかれましては、報告書を読み返していただき、適切な事務執行をお願いいたします。

これで総務文教常任委員会の開催結果の報告を終わります。

○議長（小寺 俊輔君） 次に、民生福祉常任委員会、小島義次委員長、お願いします。

○民生福祉常任委員会委員長（小島 義次君） 民生福祉常任委員会委員長の小島です。

令和5年2月9日に開催されました民生福祉常任委員会所管事務について調査した結果、主な事項について報告いたします。

まず、公立神崎総合病院執行状況について説明がありました。令和4年11月末で、入院患者数が1,097人、外来患者数が6万5,527人。令和4年11月末の予算執行状況では、病院事業収益が24億5,094万1,869円、病院事業費用として19億4,406万3,237円、純利益が5億687万8,632円とのことでした。

主な質疑応答がありました。整形外科の入院患者数が対前年78%で大幅に減少しているが、その要因の分析、対策についてどう考えているのかとの質問に対し、より専門的な治療を求め、都市部の病院を受診する方がおられることや、昨年度より整形の常勤医師が1人体調を崩した関係で、休診や入院受入れのセーブなどがあったことが要因であると分析している。現在、経営改革推進会議で、待ち時間の対策や受診しやすい雰囲気づくりを継続して検討しているとの答弁でした。

重要事項への取組状況について、健全経営に向けた取組状況、公立神崎総合病院経営改善計画策定の進捗状況、そして、新型コロナウイルス感染症対策の推進についての報告がありました。その中で、主な質疑ですが、町民のための病院なので、医師の意識改革について町長に進言してもらえないのか、それでも改善されない場合は辞めてもらうしかないのかとの質問に対し、辞めてもらう方向も考えられるが、一方で、医師1人でかなりの収益がある。当院でも数千万円の収益を上げる医師はかなりおり、医師が2人、3人辞めると、億の減収も考えられ安易にできない。近々、コンサルを導入するので、専門的な一本筋の通った視点で改革が進むと期待しているとの答弁でした。

経営対策本部会議で、待ち時間が長いことや医者への対応について指導をされて、今の現状なのかとの問いに、診察の待ち時間が長い要因は、救急の患者を受け入れた場合には診察が止まるので、診察が止まる理由をアナウンスする。また、会計担当者が代表電話の対応もしているため会計窓口が滞る。会計がコンピューター化されていないことなどを解消すれば、かなり待ち時間をなくすることができるとの回答でした。

また、大阪の総合医療センターがウイルスによるサイバー攻撃を受けたことにより、システム障害が発生し、外来診療や手術が停止してしまった事例がある。神崎総合病院はインターネットサーバーへの攻撃に対して、どんな対策をして、どう見直されたのかとの問いに、データのバックアップは毎日取っており、物理的に外部と遮断できるもの

は遮断している。課題は残っているが、毎月システム委員会で継続して対策を整えているとの答弁でした。

また、待合室Wi-Fi設備や予約アプリの進捗状況はどうかの問いに、予約アプリの進捗は今のところない。電子カルテと連携できないので、システムのダブル運用は非効率で難しい。待ち時間や診察の順番といった部分だけでもシステムに入らないかと現場に提案している。Wi-Fi設備のめどは立っているが、セキュリティーについて検討しているとの答弁でした。

次に、健康福祉課に移ります。

地域包括ケアシステム構築及び協議会の推進状況について質疑応答がありました。地域自治協議会の中での位置づけとして、具体的に福祉部会の設置等、4者の会議で進んでいるのかとの問いに、長谷ブロックではデマンドバスのお出かけ号の試験運行を始めており、越知区や猪篠区にも普及を望んでいる。防災関係で避難行動、要支援者の避難計画もケアマネジャーにお願いし、必要な方の取組を始めているとの答弁でした。

2番目に、高齢者福祉等関係事業の取組、検討状況について説明がありました。介護予防日常生活支援総合事業は従来どおりのサービス利用で、一般介護予防事業として、令和5年1月26日まで41回の実施をし、NPOゆめ花館、高齢者の生きがいづくり事業ですが、令和4年12月まで、延べ2,046人の利用があったとのことでした。

主な質疑応答として、国で表彰された杉区の各取組の町民への周知について、進捗状況はどうかとの問いに、高齢者の活動について杉区含め調査している。2か月間、杉区で二十数名に活動量計とアンケート、日常生活の調査をし、調査結果を分析中である。分析結果として、地域の中で活動することが健康づくり、体力づくりにつながるということを町民へ説明し、公表したいと考えているとの答弁でした。

次、3番目に、障害者福祉事業及び施設整備の検討状況については、中播福祉会香翠寮居住棟の新築計画について説明がありました。令和6年度増築30室ですが、それに向けて基本計画等進めているとのことでした。

主な質疑がありました。香翠寮の新築、増築をすることにより、神河町にどのような影響があるのかとの問いに、現在、入所されている方の棟は残したまま新しい棟を建てるので、完成後に新しい棟に移る。現在の入所者には全く影響はない。また、香翠寮の基金と国、県の補助金で建設されるので、町からの負担金が発生する想定はしていないとの答弁でした。

4番目に食育及び健康増進事業の取組状況についてです。出産・子育て応援給付金支給事業、これは新規ですけれど、それについての説明がありました。給付額は、妊娠1回につき5万円、出生した子1名につき5万円を現金給付で行うとのことでした。また、1月27日現在で、53名に案内発送済みとのことでした。

次に、5番目の新型コロナウイルス等感染症予防対策についてです。

主な質疑がありました。新型コロナウイルス感染症検査無償化事業が令和5年3月3

1日までだか、町としての方針は何かあるのかとの問いに、令和4年度で事業は終了である。令和5年度の予算措置はしていない。また、抗原検査キットはまだ在庫があるので活用したいとの答弁でした。

ここで、情報提供がありました。2月21日にNPO法人のフードバンク播磨と神河町でフードドライブ等に関する協定の合意書を交わす予定です。春休み前、夏休み前、冬休み前の2日間程度設定して、町民や町内の事業所から余った食材、日用品を集めて、フードバンク播磨へ提供していきます。リバーズランの子ども食堂などにも食材を配り、生活困窮者に行き渡るような事業を展開したいということです。

次に、住民生活課です。

広域行政、ごみ処理、し尿処理の今後の行方、そして防災無線、防犯対策の取組状況、町営住宅の管理運営、特定空家対策の進捗状況、国民健康保険の取組状況、クールチョイス推進事業の取組状況、そして産業廃棄物処理事業についての説明がありました。

主な質疑です。防災防犯対策の取組で、地区防災計画作成の進捗状況はとの問いに、地区防災計画の作成状況は、作成済みが10地区、令和4年度作成予定が11地区、令和5年度中作成が7地区、作成未定が12地区である。計画未作成の地区には、4月の区長会で代わられた区長に周知していきたいとの答弁でした。

また、地域再生可能エネルギー導入戦略支援事業で、昨年度、減額補正があったが、町として次年度に再チャレンジする話があった。今回、その支援事業にエントリーせず、再チャレンジに対する姿勢が後退したのではないか。最初の目的が企業誘致等を進めるための計画づくりだと聞いていたが、経緯はどうかとの質問に、今まで環境省に2回エントリーしたが不採択であった。これは全国的に採択率が低いこと、区域指定しても有利な補助金がないこと、既に神河町での太陽光発電や水力発電は取り組んでいるなどにより、促進区域を指定するより地球温暖化対策事業を具体的に進める方向に変え、神河町でできる脱炭素は何なのかを考え、できることをしっかりやっていく方向に変えたとの答弁でした。

8番、その他ですが、姫路市中播消防署建て替えについて質疑応答がありました。中播消防署の建て替えについて、12月中に、3町長が最終的に意思決定して地元で説明すると聞いたが、現状と今後の予定はとの問いに、広域的なものなので、3町合意の上で進めていくが足並みがそろっていない。現時点で方向性を示すことができない状況である。決まり次第早急に対応できるよう考えたいとの答弁でした。

ここで情報提供がありました。消防審議会で団員の報酬、出動手当について審議する予定です。消防庁からも団員報酬について標準基準額改正の通知があり、姫路市は令和4年度から引き上げられました。また、福崎町も市川町も引上げの方向で検討されています。消防審議会の審議を踏まえ、国が示す年額3万6,500円、出動手当1日1回8,000円という方向性が出れば、そのように進めていきたいとのこと。

最後に、上下水道課です。

水道基本計画に基づく水道施設整備事業の取組状況についての質疑応答では、下水道統合の関係で、大山処理区への統合工事について、近隣の方への周知の問題を丁寧に対応していただきたい。大きな反対はもうないと考えてよいのかとの問いに、統合についての理解はいただいている。臭気についても消臭剤で抑えるなど方法を検討していきたいとの答弁でした。

現地調査、現地視察の実施をしました。民生福祉常任委員会終了後、住民生活課所管の鍛冶区ニガ竹の建設残土砂等処分地の現地視察を行い、工事の進捗状況の確認、今後の受入れ状況について説明を受けました。

以上、主なものを朗読しましたが、詳細はお手元の資料を御覧ください。

これで民生福祉常任委員会の報告を終わります。

○議長（小寺 俊輔君） 次に、産業建設常任委員会、藤森正晴委員長、お願いします。

○産業建設常任委員会委員長（藤森 正晴君） 産業建設常任委員会委員長の藤森です。

閉会中の報告をいたします。

まず初めに、1月26日、ひと・まち・みらい課所管の委員会を開催しました。内容は、アグリイノベーション推進事業の山田地区内の建設予定のニンジンジュース工場の事業の中止の状況の報告を受けました。事業主体である株式会社KTSから、銀行からの融資が受けられないため農地転用の申請に資金証明が送付できなくなり、仮契約をしている農地が取得できなくなったため予定の事業執行ができなくなったとの報告を受けました。委員会としては、国、県や農業委員会、山田地区関係者には、町の信頼をなくしてしまった、誠意を持っての状況を説明し、信頼回復に努めるように申し入れております。また、事業中止に伴い、補助金、町の出費に関する精算内容の提出も求めています。

それでは、2月3日に開催しました委員会の報告をいたします。

まず、建設課であります。

橋梁長寿命化修繕事業は、第2中谷橋、南小田区八幡橋、猪篠区の工事は完了しました。

急傾斜地崩壊対策事業であります。鍛冶地内の1期、2期の工事は完了し、引き続き、3期工事の予定です。

次に、除雪対策事業であります。1月24日から25日に、10年に一度という寒波による積雪の除雪対応に多くの苦情が寄せられました。これに対する質疑であります。業者により県道の除雪の対応技術に違いがあるかとの質問であります。県道も今まで町内業者が除雪を請け負っていたが、県の入札方法が変更になり、神崎郡内一斉入札で施行され、状況も分からず、慣れていない業者が請け負うことになったためであるとの回答であります。

次の質疑であります。県土木に十分要望を伝えていただきたい。町道についてもしっかり指導をしていただきたいの質疑であります。町道はしっかり指導していきたい。

だ除雪量の多いところから順次除雪を進めていくため、全地区に行くことができないことがあるが、了承していただきたいとのことであります。

次の質疑であります。除雪作業のときは、必ず監督が来て確認をし、指導をするべきではないかの質疑であります。発注者側が最終的に点検するのが当然であるの回答であります。

次の質疑であります。除雪剤は十分にあるのか、どのくらいの数量を保管しているのかの問いに対し、役場の倉庫に常時80袋、2トン程度はストックしているとのことであります。

次の質疑であります。各区に配付している融雪剤は、誰が使用してもよいことを知っている住民は少ない、住民に周知すべきではないかの問いに対し、町広報誌やホームページ等で知らせていきたいとの回答であります。

次に、地籍課であります。地籍課事業は順調に進捗しております。

質問であります。未登記公用用地で平野部、山林部の登記が完了しているのは何件の質疑であります。大河内エリア側の再調査では、平野部401件で、登記済みが124件、山林部は234件で登記済みが52件である。それ以外に、抵当権のついたものは40件で、登記済みは1件、山林寄附が15件で、全て登記済みでトータルすると対象件数690件で、登記済みが177件、25%ほど終了している状態であるであります。

次の質疑であります。高精度の航空写真やレーダー測量を活用したリモセン技術の導入の考えはあるのかの質疑であります。リモセンはくいを打たないでリモコンや図面だけで山を切り開いていく方法で、国や県はリモセン導入を早くし、山の山地調査を終わらせようとしている。リモセン導入をしなければ、補助金が出ない可能性もある。令和6年度から地籍調査事業実施要綱が変わり、県の方針が出る予定なので、状況を見ながら決断しなければならないの回答であります。

次に、農林政策課であります。

かんざき大黒茶屋のアンテナショップの神河菓子「春を待つ森のしずくセット」が農林水産加工部優秀賞に授与され、新たにふるさと納税の返礼品に加わりました。

主な質疑であります。就農人口の減少と高齢化により、農業の在り方を考え直していかなければならないと思うが、町独自の農業施策の取組があるのかの問いに対し、ベースになるのが地域計画である。優良農地を担い手にとって効率のいいように集めていく一方で、守り難い農地をどう管理していくか考える必要がある。今までの人・農地プランも考えてきたが、今後は地域の意向を聞く中で、政策をどう進めていくか考えていきたいの回答であります。

次の問いであります。早期に取り組まないと農地を守り切れないと思う。農地、山林の維持管理が大変な問題となっているので、それを踏まえての対応をしていただきたいの問いであります。草刈り等で荒廃地を少しでも減らす形で独自の対応をできればと考

えているの回答であります。

次の質疑であります。農林業後継者育成事業で、オペレーターの講習会を受講できなかった事例が出ているのが問いであります。町から受講者に対して受講費用の一部補助をしている。受講者の多い場合は抽せんとなり、受講できない場合があるの回答であります。

次の質疑に対して、オペレーターの育成は大事なことであり、町独自で開催できないのかの質疑であります。町独自で開催すると経費を考える必要がある。町としてどういう講習が開催できるか、一度調査したいとの回答であります。

次の質疑であります。アグリイノベーション神河事業の創設目的は、地域創生推進交付金を財源とし、各営農認定農業者の取組と連携して町内の農業振興、発展が目的であるのに成果が見えてこない。農林政策課としての思いを聞きたいの問いであります。今の時点では、町内農業者への影響は少ないが、イチゴ、ニンニク、ショウガなど注目していない作物の生産を展開できないかと思っている。また、担い手協のメンバーでもあり、情報交換の中で新たな農業分野での可能性を期待しているの回答であります。

次の質疑であります。事業によって複数課にまたがることもある。連携をしっかりと取るシステムがないと思うのが問いであります。担当課長を集めて協議はしているが、何か取組がなければ、声をかけないと動けない。重要案件は自動的に情報交換ができる仕掛けをしていきたいの回答であります。

次の質疑であります。山田地区内でのニンジンジュース工場事業が中止となり、農振農用地の除外ができなくなった。今後、県との対応をどうするのかの問いであります。これに対して、県へは今後の町の農業振興をどう考えていくか整理をした上で、元の優良農地として農業振興用地に編入し、農地としての利用を続ける旨を説明し、理解を求めたいと考えているの回答であります。

次に、ひと・まち・みらい課であります。

関西電力株式会社P R館、エル・ビレッジおおかわちが閉館することになりました。関西電力株式会社、神河町、地域住民の三者で協議し、施設、土地を有効に利活用し、地域の振興発展に寄与していただける業者を幅広く公募することになりました。

次に、アグリイノベーション事業のことにつきまして、山田地区内で予定されていたニンジンジュース工場事業が中止となり、山田区、地権者、関係者へ事業主の株式会社K T S社長と担当課が状況説明と謝罪に行きました。

これに対しての質疑であります。山田区の見解の中で、役場の事業だから信頼していたのに、支援はするけれど事業に関与はできないとは無責任ではないのか、役場に対して信用がないとの意見があるがどう受け止めているのか。これに対して、住民は行政が関わっているから安心と判断されたが、町が事業主体じゃないため関与できないの回答であります。できないので反省すべき点がある。一定のルールを持って行い、信頼してもらうように進めていきたいの回答であります。

次の質疑であります。町長は山田区への謝罪になぜ行かなかったのかの質疑であります。これに対して、町は補助金等の支援はするが、企業主体の事業なので行政は関与できないの回答であります。

次の質疑であります。アグリイノベーション推進事業内容によれば、ニンジン、ニンニク、イチゴの生産が下がってきている。これで事業を継続できるのかの問いであります。アグリイノベーション事業を少し縮小されている状況であり、生産はできなくても米粉のバームクーヘンや米と水をセットにした販売に取り組まれている。得意分野である加工販売に力を入れているの回答であります。

次に、アグリイノベーション推進事業は農業振興を図る目的であり、地方創生推進交付金事業である。生産状況が悪くなったから縮小する、ニンジンジュース工場建設は中止するでは、町が事業を進めてきた意味がない。今の状況では話にならない。もっと農業振興を図ること、支援より指導するように申し入れております。

次であります。覚書では、ニンジンジュース工場建設中止に伴い、特別交付税等財産措置の差額について5年据置きで6年目から事業者から返還してもらうことだが、事業中止により早急に返還される覚書を交わし、国の補助金が適正でない判断され特別交付税の返還を求められた場合、その分を併せて返還していただくことを明記した覚書を交わすように申し入れております。

次に、グリーンエコー笠形のグラウンドゴルフ場についての質疑がありました。グラウンドゴルフ場をキャンプ場に用途変更すると聞いたがの問いであります。

指定管理施設募集のときに、株式会社ドリームアウェイから事業計画にグラウンドゴルフ場をキャンプ場に作る計画が上がっていた。町としては、今の形での使用をお願いしたいの回答であります。

次に、グラウンドゴルフ場はtotoの補助金で整備された事業であり、残すべきであると思うの問いに対し、キャンプ場に用途変更するとtotoの補助金を株式会社ドリームアウェイが返還しなければならないので難しい点もあるの回答であります。

次に、旧粟賀小学校跡地整備事業についての質疑であります。令和5年から6年にかけて事業を進められるが、施設内の緑地帯の管理はどうするのか。また、収入源はあるのかの問いであります。これに対して、建物や緑地帯等の管理は今からの検討課題である。収入源については、広場を使ったイベントの開催や出店等の使用料金であるの回答であります。

次の質問であります。イベント等の収入源で賄えればいいが、出費が増えることだけは避けていかなければならないと思うがの問いであります。これに対して、公共施設の見直しの中で、閉鎖になる施設もあるので、今後の運営管理について検討していきたいの回答であります。

次に、デマンド交通であります。2月1日から、川上線においてデマンド交通試験運行を開始しました。これに対して質疑であります。デマンド交通試験運行を開始した2

月1日の10時に状況を見に営業所へ行かれたのかの質疑であります。これに対して、営業所へ行き挨拶をし、最初の方の乗車に立ち合わせていただいたの回答であります。

次の質問であります。利用者状況はどうかの質疑であります。これに対して、登録者数は現在87名で、平日の10時から15時で運行している。現時点で1日利用者は1人から2人であるの回答であります。

次の質疑であります。予約システム事業は1者、中播広域シルバー人材センターに委託されているが問題はないのかの質疑であります。これに対して、2人で交代勤務されている。苦情としては、今までは予約せずに乗れたのに、わざわざ電話で予約するのは面倒くさいとの声が上がっております。

以上で、産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（小寺 俊輔君） それでは、ここで私のほうから12月定例会以降、閉会中の主立った事項について報告いたします。

12月22日、県道加美穴栗線改良促進議会連絡協議会要望会が姫路土木事務所と龍野土木事務所穴栗事業所で開催され、藤森正晴産業建設常任委員長ほか委員と私が出席しました。上野・春名両兵庫県議会議員にも御臨席いただき、坂の辻峠トンネル計画を含む県道整備の実現に向けた要望を行いました。

1月6日、神河町商工会主催の新年交歓会が開催され、私と各議員が出席しております。

1月8日、令和5年神河町二十歳のつどいが開催され、議会を代表して私が出席しております。

同じく1月8日、令和5年姫路市消防出初め式が開催され、栗原廣哉副議長と小島義次民生福祉常任委員長に出席していただいております。

1月11日、12日、兵庫県町議会議長会議長研究会が神戸で開催され、私が出席しています。「議会運営と議長の役割」と題して講演を聴し、翌日、講師を交えて各議長と意見交換会を行いました。

1月13日、神崎郡議会議長研究会がグリンデルホールで開催され、各議員出席いただき、「住民自治の根幹」としての議会を作動させる：議員の成り手不足を考える」と題して講演を聴しております。講演会終了後、各町議会議員と情報交換会を行いました。

1月19日、杉の子学級の閉級式が開催され、吉岡嘉宏人権文化推進特別委員長と私が出席しています。子供たちの1年間の活動報告を聞きました。

1月24日と27日の二日間で、区長会との意見交換会を開催し、議会からは議員の成り手不足、女性議員の創出、また区長会からは区長会と町議会の連携、人口減少に対する対応の4つをテーマとし、全議員と各区長様との意見交換を行いました。

1月26日、第500回市川町議会記念大会が市川町ひまわりホールで開催され、各議員と私が出席しています。

1月28日、神河町商工会工業建設部会の南あわじ市への視察研修に私が同行しております。

2月6日、サンライズ工業株式会社元代表取締役会長平石正人氏を「偲ぶ会」が執り行われ、私が出席しております。

同じく2月6日、令和4年度一期議員研修会が神戸で開催され、2名の一期議員に出席していただいております。「議会の基礎知識」と題して講演を聴かされております。

2月10日、中播衛生施設事務組合議会定例会（第1日目）が開催され、小島義次民生福祉常任委員長と私が出席しています。付議事件については、職員の定年等に関する条例の制定、令和4年度事務組合一般会計補正予算、令和5年度事務組合一般会計予算について提案説明を受けました。

2月13日、令和4年度兵庫県町監査委員協議会定期総会が神戸で開催され、藤後秀喜代表監査委員と吉岡嘉宏議選監査委員が出席され、令和4年度事業実施報告、令和5年度事業計画及び予算を承認後、役員改選を行い、藤後秀喜代表監査委員が兵庫県町監査委員協議会の会長に選任されました。また、「政策P D C Aにおける財務・非財務情報の活用」と題しての講演を聴かされております。

2月14日、第2回ハートウォーミング自治体ウェブサミットが、昨年に引き続き開催され、議会運営委員会委員と私が出席しています。今年度は、新たに沖縄県南城市議会と市川町議会が参加され、京都府宇治田原町議会、同じく大山崎町議会と神河町議会で心温まる「ハートウォーミングな施策のために議会が果たす役割」をテーマに会議を行いました。

同じく2月14日、兵庫県町議会議員公務災害補償組合議会定例会が神戸で開催され、私が出席しています。令和5年度同組合議会一般会計予算について審議し、承認しています。引き続き、兵庫県町議会議長会臨時総会が開催され、令和5年度事業計画及び予算について審議し、承認しています。

2月15日、寺小っ子体験塾閉級式が開催され、私が出席しています。子供たちの1年間の活動報告を聞きました。

2月16日、播磨広域連携協議会・西播磨市町長会・播磨地方拠点都市推進協議会合同講演会が姫路で開催され、私が出席し、「広域連携を取り巻く現状と課題について」の講演を聴きました。

2月24日、定例区長会が開催され、私が出席し、意見交換会のまとめ等の報告をいたしております。

2月27日、中播北部行政事務組合議会定例会（第1日目）が開催され、栗原廣哉副議長、小島義次民生福祉常任委員長と私が出席しています。付議事件については、職員の定年等に関する条例の制定、令和4年度事務組合一般会計補正予算、令和5年度事務組合一般会計予算について提案説明を受けました。

2月28日、兵庫県立生野高等学校の第75回卒業証書授与式が挙行され、栗原廣哉

副議長に出席していただいております。

また、定例会ごとに発行しております「議会だより」につきましては、1月11日に第75号を発行し、1月25日に各区長様に配付しております。

以上で、閉会中の主立った事項について報告を終わります。

なお、各事務組合議会の議案等につきましては、議員控室において閲覧できるようにしておりますので、御覧ください。

ここで、暫時休憩します。再開を10時35分とします。

午前10時18分休憩

午前10時35分再開

○議長（小寺 俊輔君） 再開します。

それでは、早速議案の審議に入ります。

日程第4 第1号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第4、第1号議案、神河町一般職の任期付職員の採用等に関する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第1号議案の提案理由及び内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町一般職の任期付職員の採用等に関する条例制定の件でございます。制定の理由は行政の高度化、多様化及びデジタル化が進展する中において、これらの変化に的確に対応し、行政運営を図っていくためには、新卒者の採用、部内育成を基本としながらも、専門的知識や経験または優れた識見を有する人材の採用の円滑化を図り、適切な行政サービスを提供することが求められています。このような視点から、人材確保のため、その専門性等にふさわしい給与等が支給できるよう、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）等に基づき整備するものです。条例の内容は、職員の任期を定めた採用、任期の特例及び給与の特例に関し、必要な事項を定めるものです。

以上が提案の理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、総務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 詳細説明を求めます。

岡部総務課長。

○総務課長（岡部 成幸君） 総務課、岡部でございます。それでは、第1号議案の詳細説明をさせていただきます。

それでは、議案の1ページを御覧ください。この条例は、平成14年に施行されまし

た地方公共団体の一般職の任期付職員の採用等に関する法律に基づき条例を制定するもので、当町において、民間人材の採用の一層の円滑化を図り、一般職の職員について専門的な知識経験または優れた識見を有する者の任期を定めた採用及び給与の特例等に関する事項について条例で定めるものでございます。

それでは、この条例の概略を御説明いたします。まず、任期を定めた採用とは、任期を定めて職員を採用する場合で、第2条第1項で示す高度の専門的な知識経験とは、弁護士、公認会計士、大学の教員等で、優れた識見とは、民間における幅広い分野で活躍し、広く社会的にも高く評価される実績を上げ、創造性、先見性などを有すると認められる者を想定をいたしております。

第2条第2項で示す専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が公務の能率的運営を確保するために必要であるときと定め、次の4号に規定をいたしております。

1号といたしまして、職員の育成のために、専門的な知識や経験を持つ適任と認められる職員の確保が困難な場合。2号目に、急速に進歩する技術に係る業務で、その期間が一定の期間に限られる場合。2ページ目を御覧ください。3号目に、専門的な知識経験を有する職員を一定期間ほかの業務に従事をさせる必要がある場合に内部で確保が困難な場合。4号目に、公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験を必要とするが、その活用できる期間が一定期間に限られる場合としています。

次に、3条では、一定の期間で終了するまたは一定の期間内に業務量が増大することが見込まれる場合に採用することができるように定めています。

第4条では、短時間任期付職員の採用も可能としております。

3ページを御覧ください。第5条、第6条では、任期を最大5年として、任期が5年に満たない場合は更新することができるように規定しています。

第7条では、給与に関する特例として、第2条第1項で示す職員は、給与表の適用を受けずに別で定めるとし、その他の職員については、一般職と同じ給与制度を適用することとしています。

4ページを御覧ください。第9条では、第2条第1項で示す職員は、給料表、初任給、昇級手当等を適応させないと規定をいたしております。なお、休暇、勤務時間については特に定めがないので、一般職と同じ扱いとなります。

最後に附則であります。この条例制定による関連条例の一部改正を定めています。

以上が概要説明となります。なお、4ページ中段の施行期日に誤りがありましたので、タブレット掲載後に訂正をさせていただきました。大変申し訳ございませんでした。

以上で説明を終わります。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承願います。

○議長（小寺 俊輔君） 日程第5、第2号議案、神河町自転車等の放置防止に関する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第2号議案の提案理由及び内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町自転車等の放置防止に関する条例制定の件でございます。

提案の理由は、駐輪場以外の場所への自転車等の駐輪により、歩行者等の通行が妨げられ、また景観にも支障が出ていることから、自転車等の放置を防止し、良好な環境を維持するための条例を制定するものでございます。これにより、放置自転車等の撤去、保管、処分等を適切に措置し、自転車等の適正な管理と利用を促し、公共道路や歩道等の安全確保と景観の保全を図るものでございます。

以上が提案の理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、住民生活課防災特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 詳細説明を求めます。

井出住民生活課防災特命参事。

○住民生活課副課長兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。

それでは、神河町自転車等の放置防止に関する条例制定の件の詳細説明をさせていただきます。

当条例は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律に基づき、駅前広場などの良好な環境及びその機能の低下の防止を図ることなどを目的として、町有地等における自転車等の放置を防止するために必要な事項を定めるものでございます。自転車等の駐輪につきましては、公共施設や商用施設などでは施設の敷地内などの駐輪スペースが設置されており、またJR播但線の各駅においても民間の有料駐輪場などがございます。そのような中、特にJR寺前駅や新野駅では歩道の一部など駐輪場以外の場所への駐輪や自転車などの放置により歩行者の通行を妨げ、また景観的にも好ましくない状況が生じておりました。このような状況を改善するために、注意札を貼るなどで撤去を促しましたが、最終的に数台の自転車については既に防犯登録の有効期間が切れるなどで利用者の確認が取れず、また法的根拠がないため処分等のその後の処置ができない状況となっております。このような放置自転車を適切に措置するために、利用者に対し適正な利用と管理を促すとともに、長期間放置されている自転車については撤去や処分するなど、必要な措置を講ずるための条例を制定するものでございます。

それでは、内容について御説明申し上げます。議案書8ページをお願いいたします。

第1条では条例の目的、第2条の定義では用語の意義を定めております。ここでいう自転車等とは、道路交通法に規定する自転車及び原動付自転車としております。

第3条では、町長の責務として、自転車等駐輪場の確保と自転車等の放置の防止に関する指導及び啓発などの自転車等放置対策に努めること、9ページを御覧いただきまして、第4条では、自転車等の利用者等の責務として、町有地等に自転車等を放置してはならないこと、自転車に防犯登録を受けるよう努めることを定め、第5条では鉄道事業者等の責務、第6条では、施設の設置者の責務として、町長が実施する自転車等放置対策に協力しなければならないこと、第7条では、自転車小売業者の責務として、自転車の販売に当たっては防犯登録を受けることを勧めることなどを定めております。

第8条では、措置として、自転車等が放置されているときは、当該自転車等に放置しない旨の注意札を取り付けることができること、第2項で、注意札を取り付けた自転車等が規則で定める期間の7日経過後も放置されている場合は、当該自転車等の利用者が自ら撤去すべき旨の警告札を取り付けることができることとしております。第9条の放置自転車等の保管では、前条に規定する警告札を取り付けた自転車等が規則で定める期間の14日間経過後も放置されている場合は、当該自転車等を撤去し、保管するものとし、第2項では、自転車等を撤去しようとする場合において、転落防止柵その他工作物にチェーン、ワイヤー錠によりつながれているため撤去することができないと認めるときは、チェーン等を切断することができること、第3項では、町長はチェーン等を切断した場合に生ずる損害について、その補償の責めを負わないことと定めております。

第10条の保管した自転車等に係る措置では、前条第1項の規定により自転車等を保管した場合は、保管を始めた年月日、自転車が放置されていた区域、台数、保管場所、保管期間など、規則に定める事項を告示し、第2項では、利用者等に自転車等を返還するために必要な措置を講じること。10ページの第3項では、告示を行った日から規則で定める6か月を経過しても当該自転車を返還することができない場合は、当該自転車等を廃棄することができることを定めております。

また、次の11ページから16ページに、神河町自転車等の放置防止に関する条例施行規則を参考として併せてお示しをさせていただいております。

以上で、神河町自転車等の放置防止に関する条例制定の件の詳細説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第6 第3号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第6、第3号議案、神河町個人情報の保護に関する法律施行条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第3号議案の提案理由及び内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町個人情報の保護に関する法律施行条例制定の件でございます。この条例は、令和3年5月19日に交付されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）が改正され、令和5年4月1日から地方公共団体に適用されることに伴い、条例で定めるべき事項について規定するものでございます。

内容は、現行の神河町個人情報保護条例を廃止し、個人情報の保護に関する法律の規定により自治体に委任して運用できる部分について、本条例案において関係規定の整備等を図るものでございます。

以上が提案の理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、総務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議お願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 詳細説明を求めます。

岡部総務課長。

○総務課長（岡部 成幸君） 総務課、岡部でございます。それでは、3号議案の詳細説明をさせていただきます。

議案17ページを御覧ください。まず、町条例の制定に至った経過でございますが、町長の提案説明であったとおり、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律によりまして、個人情報の保護に関する法律が改正をされ、これまで民間事業者、国の行政機関、独立行政法人等の3つの個人情報保護法を1本の法律に統合するとともに、市町村の個人情報保護制度についても、同法律により全国的な共通制度として令和5年4月1日から地方公共団体に適用されることになりました。

このたびの条例制定は、法律の趣旨に基づき条例で定めるべき事項について規定するとともに、現行の神河町個人情報保護条例を廃止するものでございます。条例で定める事項としては、大きく2点でございます。

1点目は、第3条の開示請求に係る手数料でございます。内容は、旧条例と同様の取扱いでございます。開示に係る手数料は無料とし、個人情報の開示に当たり、コピー代や郵送料等が発生した場合に実費としていただくこととしております。

2点目は、第4条の審査会への諮問でございます。個人情報の取扱いで疑義が生じたときや個人情報開示に伴う審査請求が起こった際の窓口として、次の第4号議案で提案させていただきます情報公開、個人情報保護審査会へ諮問することができる規定を設けております。

最後に、附則を御説明させていただきます。附則には、施行期日、旧条例の廃止、そして条例制定による経過措置を規定をいたしております。

19ページには、参考として、神河町個人情報の保護に関する法律施行細則を掲載をいたしておりますので、御確認として御覧をいただきたいと思っております。

以上、3号議案の詳細説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたしま

す。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第7 第4号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第7、第4号議案、神河町情報公開・個人情報保護審査会に関する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第4号議案の提案理由及び内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町情報公開・個人情報保護審査会に関する条例制定の件でございます。この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律57号）の一部改正及び神河町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定に伴い、個人情報の適正な取扱いの確保に関する事項を調査、審議される諮問機関を設置するため規定するものでございます。

内容は、神河町情報公開条例（平成17年神河町条例第19号）に規定する情報公開審査会と神河町個人情報の保護に関する法律施行条例に規定する個人情報の保護制度についての審査会を統合し、審査請求及び個人情報保護制度の運用に係る調査審議を併せて取り扱うための諮問機関について必要事項を規定し、その他関係規定の整備等を図るものでございます。

以上が提案の理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、総務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議お願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 詳細説明を求めます。

岡部総務課長。

○総務課長（岡部 成幸君） 総務課、岡部でございます。それでは、4号議案の詳細説明をさせていただきます。

条例制定に至った経緯は、先ほどの第3号議案と同様、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報の保護に関する法律が改正されたことによるもので、加えて第3号議案で提案をさせていただきました神河町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定に伴い、情報公開・個人情報の適正な取扱い確保に関する事案を審議される審査会を設置するため制定するものでございます。

現状では、神河町情報公開条例に規定をされています情報公開審査会と旧個人情報保護審査会規則に規定される個人情報保護審査会の2つの諮問機関を制度化しています。しかし、関連する部分が多いことから、本条例の規定により2つあった審査会を情報公開・個人情報保護審査会に統合するものでございます。

このことに伴い、神河町情報公開条例、神河町個人情報保護に関する法律施行条例及

び神河町議会の個人情報の保護に関する条例により諮問された審査請求について審査会の設置に必要な規定等について当条例規則に定めるものでございます。

次に、条例の概略について御説明いたします。

議案 2 2 ページを御覧ください。まず、第 1 条でございますが、審査会を設置する理由として、情報公開制度と個人情報保護制度を適正、公平に運営するため設置するものでございます。

次に、第 2 条では、用語を規定をいたしております。

次に、第 3 条は、審査会を開く根拠となる条例を規定をいたしております。審査会を開く根拠として、1 つ目として神河町情報公開条例、2 つ目として個人情報保護に関する法律、3 つ目として神河町個人情報の保護に関する法律施行条例、4 つ目として神河町議会の個人情報の保護に関する条例、これら 4 つの条例としております。

続いて、第 4 条から第 1 1 条では、審査会の制度について規定をいたしております。これは、改正前の情報公開条例第 2 2 条から第 3 0 条の規定を引用いたしておりますので、これまでの審査会の制度をそのまま引き継いでいる形となります。

続いて、2 4 ページを御覧ください。第 1 2 条では、規則委任を定めております。第 1 3 条では、審査会委員が守秘義務を遵守しなかった場合の罰則規定を設けております。

最後に、2 5 ページの附則の説明をさせていただきます。

附則では、施行期日、審査会の条文の削除など情報公開条例等の関連する条例の一部改正、条例制定による経過措置を規定をいたしております。

続いて、2 7 ページには、参考として神河町情報公開・個人情報保護審査会規則を掲載いたしておりますので、御覧をいただきたいと思います。

以上で、第 4 号議案の詳細説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

質疑については、第 3 日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第 8 第 5 号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第 8、第 5 号議案、神河町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第 5 号議案の提案理由及び内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正の理由は、国の社会保障審議会医療保険部会において、出産育児一時金の額は令和 4 年度の全施設の出産費用の平均額の推計等を勘案し、令和 5 年 4 月から全国一律で 5 0 万円に引き上げるべきとされました。これに基づき、厚生労働省においては、健康

保険法施行令及び国民健康保険組合格約例の一部が改正され、出産育児一時金の額を40万8,000円から48万8,000円に引上げ、本年4月1日より施行されることとなったことに伴い、町においても同様の改正を行うものです。

以上が提案の理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、住民生活課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 詳細説明を求めます。

平岡住民生活課長。

○住民生活課長（平岡 民雄君） 住民生活課、平岡でございます。詳細説明をさせていただきます。

近年、出産費用は増加をしており、子育て世帯の負担が大きくなっております。厚生労働省の調査によりますと、令和2年度の全国の平均出産費用は46万7,000円とのことです。このような背景で、町長の説明にもありましたように、国の社会保障審議会医療保険部会において、出産育児一時金の額は全国一律で50万円に引き上げるべきとされ、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が令和5年2月1日公布され、4月1日から施行されることになっております。この50万円には産科医療補償制度、これは分娩に関連して発症した重度脳性麻痺のお子様とその家族の経済的負担を補償する制度ですが、これの掛金1万2,000円が含まれており、実質出産育児一時金は48万8,000円となります。

議案書29ページをお願いいたします。新旧対照表は、この一時金の支給額についての条文第5条の改正を記載しております。また、次の30ページには参考といたしまして、この一時金の受領委任払実施要綱の一部改正について資料を添付させていただいております。出産育児一時金受領委任払とは、出産された方に代わって、医療機関が一時金を受け取る制度で、これにより出産された方は退院時に出産費用と一時金の差額分だけを支払うことになり、出産に係る高額な費用負担を軽減するものでございます。この受領委任払実施要綱の条文に記載の金額についても、同様に引上げの改正を行うものでございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。御審議よろしくをお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第9 第6号議案及び第7号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第9、第6号議案、神河町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例制定の件、第7号議案、神河町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件の2議案を一括議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第6号議案及び第7号議案につきましては、関連がございますので、一括で提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

第6号議案は、神河町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例制定の件で、第7号議案は、神河町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件でございます。令和4年6月22日に成立し、令和5年4月1日に施行されるこども家庭庁設置法（令和4年法律第75号）とその施行に伴うこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第76号）が成立したことにより、本条例を改正するものでございます。

第6号議案では、こども家庭庁設置に伴い、国の子ども・子育て会議が廃止され、こども家庭審議会に引き継がれたことにより、根拠規定の条項が繰上げとなったため改正を行うものでございます。

次に、第7号議案では、こども家庭庁設置に伴い、厚生労働省からこども家庭庁に移管される事務に関し、内閣総理大臣と厚生労働大臣の協議について定める条文が削られたことにより、条ずれ等に伴う条例の一部を改正するものでございます。また、同様の移管により、厚生労働大臣から内閣総理大臣に改正するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第10 第8号議案及び第9号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第10、第8号議案、神河町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件、第9号議案、神河町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件の2議案を一括議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第8号議案及び第9号議案につきましては、関連がございますので、一括で提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

第8号議案は、神河町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件で、第9号議案は、神河町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正の理由は、令和4年9月に静岡県牧之原市の幼保連携型こども園において、送迎用バスに園児が置き去りにされ、亡くなるという痛ましい事案が起きたことを受け、令和4年10月に国の関係府省において、こどものバス送迎・安全プランが取りまとめら

れ、令和4年12月28日にバス送迎に当たっての安全管理の徹底に係る規定を新設されたことによる改正が主なものでございます。

当町においては、家庭的保育事業、放課後児童健全育成事業をそれぞれの条例で定めており、このたび省令の一部改正により町条例についても所要の改正を行うものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、教育課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 詳細説明を求めます。

高橋教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（高橋 宏安君） 教育課、高橋でございます。それでは、第8号、第9号議案の詳細について御説明申し上げます。

両議案に共通している部分としては、国の省令である児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令及び学校児童福祉施設等におけるバス送迎の安全管理の徹底に関わる関係省令等の一部改正に基づき、条例の一部を改正するものでございます。改正の内容は主に5点ですが、その中で共通して改正する3点につきまして、先に説明させていただきます。

主に議案書54ページ及び58ページの新旧対照表に基づき説明をさせていただきます。

1点目は、安全計画の策定等についてございまして、第8号議案の家庭的保育事業では、議案書の54ページの新旧対照表の第7条の2、第9号議案の放課後児童健全育成では、58ページの新旧対照表第6条の2でございまして、いずれも利用する乳幼児、また児童の安全を確保するための計画の策定、またその計画に基づき研修などを実施するなど取組を強化する条文を新設するものです。

次に、2点目は、自動車を運行する場合の所在の確認についてございまして、第8号議案の家庭的保育事業では、54ページの新旧対照表の第7条の3、第9号議案の放課後児童健全育成では第6条の3でございまして、いずれも園児等の通園や園外活動等のために自動車を運行するときは、園児等の乗降車の際に点呼等の方法により園児の所在を確認すること、当該自動車にブザー、その他の車内の園児等の見落としを防止する装置を装備し、当該装置を用いて、降車時に園児の所在確認をすることを義務づける規定を新設するものです。

次に、3点目は、衛生管理等についてございまして、第8号議案の家庭的保育事業では、55ページの新旧対照表の第14条、第9号議案の放課後児童健全育成では、59ページ、第13条で、感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止に必要な研修や訓練などの実施を明確化したものでございます。

次に、個々に改正するものとして、第8号議案の家庭的保育事業では、55ページの

新旧対照表の第10条、ほかの社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準について、保育所等における保育と児童発達支援における支援の一体的な実施を可能とするための設備、人員基準の緩和に関わる改正と、第25条の保育の内容について、こども家庭庁設置に伴い、厚生労働省からこども家庭庁に事務移管されることにより、主務大臣が厚生労働大臣から内閣総理大臣に改正するものでございます。

次に、第9号議案の放課後児童健全育成事業で、58ページの新旧対照表の第12条の2の業務継続計画の策定等について、感染症や非常災害の発生時において、利用者への支援の提供の継続的な実施等のための計画を策定し、必要な措置を講ずるよう努める条文を新設するものでございます。

なお、今説明を申し上げました第8号議案の家庭的保育事業の事業所については、神河町を含め郡内に該当施設はございません。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第11 第10号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第11、第10号議案、神河町建設残土砂等処分地設置条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第10号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町建設残土砂等処分地設置条例の一部を改正する条例制定の件でございます。鍛冶区字ニガ竹に設置しております神河町建設残土砂等処分地につきましては、地元鍛冶区並びに大河区の御理解、御協力をいただき、残土砂や瓦礫の最終処分地として平成10年から運用してまいりましたが、受入れ容量が満杯に近づき、令和2年より今後の運営について両区と協議を重ねてきたところです。その結果、小規模の瓦礫等の受入れを当面の間継続させていただく方向で両区の御理解をいただき、その運用のための覚書を昨年9月に締結いたしました。条例改正は3点ございます。

1つ、瓦礫等の受入れ日を毎週水曜日の週1回とする。2つ、1回の受入れ量をおおむね1,000キログラム以内とする。3つ、料金を令和5年10月から100キログラム当たり300円に引き上げるといったことが主な内容となっております。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、住民生活課長から御説明いたしますので、よろしく御審議お願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 詳細説明を求めます。

平岡住民生活課長。

○住民生活課長（平岡 民雄君） 住民生活課、平岡でございます。詳細を説明させていただきます。

議案書60ページお願いいたします。残土砂等処分地の運用につきましては、令和3年度より瓦礫等の搬入量をおおむね1,000キログラム以内に制限をし、それまでシルバー委託による受付で月曜日、水曜日、金曜日の週3回の受入れをしていたものを、シルバー委託を廃止し、職員対応で水曜日のみの週1回の受入れで運用をしております。これは、満杯状態になった処分地の今後の運用に係る地元鍛冶区、大河区との協議の中で、両区の御理解をいただき実施してきたものでございます。

この協議の中で、これまでの懸案事項を含めた今後の処分地の運用について、先ほど町長からもありましたように、両区と新たな覚書を交わさせていただきましたので、これを機に、処分地の管理運営を定めた条例を改正させていただくものでございます。

まず第1条で、瓦礫等の搬入受入れ日、搬入物の量、搬入料金の算定方法の改正を記載しております。2条で料金単価の改定について記載をいたしております。

それでは、新旧対照表により説明をさせていただきます。61ページをお願いいたします。

まず、第4条です。これまで月、水、金を処分地開業日としており、それ以外の日を休業日としておりましたので、改正前は休業日を規定した条文になっておりました。改正後は水曜日のみの受入れとするため、見出しを受入れ日とし、お盆と年末年始を除く毎週水曜日を瓦礫の受入れ日とする内容になっております。なお、お盆の期間を除いたのは、処分地への出入りに通行させていただく山陽採石株式会社の仮設橋がお盆の間休業により閉鎖されることからの措置でございます。

次に、第6条でございます。第6条は、処分地で受け入れることができる建設残土砂等の種類を定めた条文です。処分可能なものの種類に変更はありませんが、量を災害等の発生によるものを除きおおむね1,000キログラム以内に制限する条文を加えたものです。

続いて別表、第9条関係は、使用料、瓦礫等の搬入料金の算定方法等の規定についての改正でございます。これまでは、現地に設置した重量計、いわゆるトラックスケールにより瓦礫等の重量を計測して料金算定をしておりました。このトラックスケールですが、平成10年の施設稼働開始当初から使用しております。これまでも故障もありましたが、何とか修理しながら使用してまいりましたが、今後、修理不能の故障をいつ起こしてもおかしくないと言われていると聞いております。ちなみに更新には600万円程度の経費が必要になってきます。瓦礫の搬入量が極端に少なくなり、使用料収入も僅かなものになった中で、これだけの経費をかけて設備を整備をすることは適当でないと判断し、他の自治体の例を参考にトラックスケールによらない料金算定方法に変更をするものです。内容は、瓦礫等を搬入する際に使用される車両の最大積載量に応じて料金

を算定するものです。なお、備考に記載のように、これによる料金算定が実情にそぐわない場合は、別途基準を定めて運用することといたします。

62ページをお願いします。改正条例第2条の新旧対照表です。別表中、搬入料金の単価を100キログラムにつき150円から300円に改正するものです。他市町は100キログラム当たり500円から1,000円といったところが大方を占めております。神河町を除く他市町で一番安価で運用されているのが隣接の市川町で300円でした。瓦礫等の搬入量が非常に少なくなり、使用料収入が以前と比較すると僅かな金額になっております。今後も処分地の維持管理を継続するため、今回、市川町と同額の300円まで引上げをさせていただくものです。なお、この料金改定につきましては、周知期間を置いて令和5年10月1日から実施させていただきたいと考えております。

また、参考として、63ページに処分地管理規則の改正文を添付しております。内容は、シルバー委託を廃止したことにより、搬入の際の受付を行う者を係員という名称から職員に、また料金を役場の会計課で収受しますので、これまで使用していた搬入券の発行を行わなくなっておりますので、そういった運用による改正、それからそれに伴う申請書類等の様式の変更でございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。御審議よろしく願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第12 第11号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第12、第11号議案、令和4年度神河町一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第11号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和4年度神河町一般会計補正予算（第9号）でございまして、補正予算（第8号）以降補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容につきましては、繰越明許費として地籍調査事業ほか3事業を繰り越し、地方債の補正として病院医療機器整備事業債ほか5事業の限度額を補正し、そして、歳入歳出とも各事業の事業費確定見込み等の補正でございます。

その主なものは、歳入では、増額要因として障害者自立支援給付費等の負担金、地籍調査事業補助金、神河まち・ひと・しごと創生寄附金など、減額要因は決算見込みによる町税、児童手当負担金、医療費助成補助金、地方創生推進交付金、道路メンテナンス事業費補助金などでございます。

続いて、歳出では、増額要因として障害者自立支援給付金、地籍調査事業など、減額

要因として創業支援事業、地方創生推進交付金事業、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金、医療費助成、児童手当の支給、道路メンテナンス事業などがございます。

そして、今回の補正における財源調整としての財政調整基金をはじめ公共施設維持管理基金、森林環境譲与税基金の積立金を増額するものがございます。これらによりまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,232万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ89億2,892万8,000円とするものがございます。以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、総務課財政特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 詳細説明を求めます。

黒田総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。感染対策としまして、アクリル板を設置していただいておりますので、マスクのほうは外させていただきます。それでは、第11号議案の詳細説明をいたします。

まず、7ページのほうを御覧いただきたいと思っております。第2表、繰越明許費でございます。5款農林水産業費、1項農業費、農村地域防災減災事業8,780万円で、宮野大池ほか3つのため池の廃止、詳細設計に係るもので、土地所有者、立木の地上権者の補償交渉に不測の日数を要しました。それによりまして、年度内の完了が困難になったものがございます。続いて、地籍調査事業8,600万円、国の補正の追加補正によるものがございます。町営事業分を翌年度に繰り越しし、執行する予定をしております。

続きまして、7款土木費、2項道路橋梁費、町単独町道改良事業、町道作畑・新田線でございます。2,845万9,000円で、支障物件、消火栓の移設に不測の日数を要したものでございます。年度内の完了が困難になったということでございます。続いて、道路メンテナンス事業4,159万円、仮設足場の設置等により、一部工事が年度内に完了するのが困難になったものがございます。そのため、予算を翌年度へ繰り越すものがございます。繰越しの理由につきましては、今回から繰越理由ということで8ページのほうに理由書をつけてございますので、御確認をいただきたいと思っております。

続きまして、9ページをお願いいたします。第3表、地方債の補正でございます。

1、地方債の変更でございまして、事業費の確定見込みに伴う補正などがございます。

3、ケーブルテレビ局舎整備事業でございまして、局舎の空調等の改修工事でございます。事業費の確定により660万円を減額いたしまして、限度額を3,700万円とするものがございます。なお、財源につきましては、過疎債でございます。

続いて、5、庁舎整備事業でございます。非常用自家発電の更新工事でございまして、事業費の確定によりまして900万円を減額いたしまして、限度額を4,650万円とするものがございます。緊急防災・減災事業債でございます。

7、学校跡地整備事業でございます。粟賀小学校跡地の実施設計に係るものござい

ます。事業費の確定によりまして310万円を増額いたしまして、限度額を3,810万円とするものでございます。過疎債でございます。

続いて、8、病院医療機器整備事業で、AEDの購入が不要となったため、290万円を減額いたしまして、限度額を3,280万円とするものでございます。過疎債の充当でございます。

続いて、9、広域基幹林道開設事業でございます。森林基幹道千ヶ峰・三国岳線の工事負担金でございます。額の確定によりまして540万円を減額いたしまして、限度額を1,080万円とするものでございます。公共事業債でございます。

続いて、10、急傾斜地崩壊対策事業でございます。県工事の負担金でございます。額の確定によりまして760万円を減額いたしまして、限度額を360万円とするものでございます。公共事業債でございます。

これらによりまして、補正後の限度額の総額でございますが、5億1,677万7,000円でございます。

続きまして、事項別明細書で説明をさせていただきます。13ページのほうをお願いをいたしたいと思っております。

2、歳入、1款町税、1項町民税、1目個人町民税でございます。現年課税分で285万1,000円の減額でございます。納税義務者数、また退職所得分の減少により、均等割、所得割とも減額の見込みでございます。

続いて、2目の法人町民税でございますが、現年課税分380万4,000円の減額でございます。新型コロナウイルス感染症の影響による売上げの回復が当初見込んでおりましたけども、見込みほど伸びなかったことによるものでございます。

続いて、3項軽自動車税、1目環境性能割でございます。現年課税分が106万9,000円の増額でございます。新規の取得が増加したことによるものでございます。

次に、15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金でございます。事業費の実績見込みによるもので、私立保育所運営費負担金を163万6,000円、障害者自立支援給付費など負担金は227万6,000円の増額でございます。児童手当の交付金につきましては、756万1,000円の減額でございます。

続いて、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金です。社会保障・税番号システム整備費補助金は1,001万円の増額で、戸籍事務内の連携による戸籍システム改修業務が補助対象になったことによるものでございます。個人番号カード交付事業費補助金は407万9,000円の減額でございます。地方公共団体情報システムへの支払いが市町経由から国からの直接支払いに変更になったため、減額をするものでございます。続いて、地方創生推進交付金は3,240万円の減額でございます。機能的野菜6次産業化事業として予定をいたしておりました農業加工所の設置が中止になったということで、事業中止によるものでございます。続いて、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は48万6,000円の増額でございます。事業費の確定見込みによる減額と、それ

から、新たに原油価格・物価高騰対策として病院事業会計のほうに2,610万円、それから、下水道事業会計に1,400万円を補助するものでございます。

補正後の交付金額を申し上げます。2億3,556万8,000円でございます。

2目の民生費国庫補助金でございます。事業費の確定よりまして、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業、それから、事務費の補助金を941万円、子育て世帯生活支援特別給付金事業費と、それから事務費の補助金を530万6,000円を減額でございます。

続いて、14ページのほうをお願いいたします。3目衛生費国庫補助金でございます。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金として198万1,000円の減額でございます。実績見込みにより減額するものでございます。

4目の土木費国庫補助金でございます。実績見込みによるものでございまして、道路メンテナンス事業補助金を984万9,000円の減額でございます。事業費確定によるものでございます。社会資本整備総合交付金につきましては195万3,000円、また、公的賃貸住宅家賃対策調整補助事業補助金は80万円の減額でございます。

続いて、16款県支出金、1項県負担金、2目民生費県負担金でございます。15万5,000円の減額でございまして、国庫負担金で御説明を申し上げたとおりでございます。また、介護保険の低所得者保険料軽減負担金につきましては、所得段階人数の増加によりまして、2万1,000円の増額でございます。

続いて、2項県補助金、2目民生費県補助金でございます。グループホーム等の利用者家賃補助金が8,000円の増額で、利用者が増加したことによるものでございます。住宅貸付償還推進助成事業、9号回収不能経費の補助金でございます。170万7,000円の増額でございます。なお、財源につきましては、一般財源化ということで取扱いをいたしてございます。人生いきいき住宅事業補助金97万4,000円の減額でございまして、申請の件数の減によるものでございます。医療費助成費の補助金945万1,000円の減額で、実績見込みによるものでございます。

続いて、15ページをお願いいたします。子ども・子育て支援交付金は8万6,000円の増額でございまして、延長保育利用者の増加によるものでございます。

4目農林業費県補助金、2段目の地籍調査事業補助金でございますが、6,448万1,000円の増額で、国の補正に伴う追加配分によるものでございます。6段目になります農地利用最適化交付金でございます。農業委員会に係るものでございまして、交付の要件を満たすことができず137万7,000円の減額でございます。その他、実績見込みにより中山間地域等直接支払交付金8,000円、人・農地問題解決推進事業補助金は22万4,000円、農村地域防災減災事業補助金は203万5,000円、未整備農地集積奨励金21万円の増額でございます。それから、鳥獣被害防止対策事業補助金は327万7,000円、環境保全型農業直接支払補助金58万5,000円、農業生産コスト低減緊急対策事業補助金644万4,000円の減額でございます。続いて、林業費の補助

金でございます。実績の見込みによりまして、緊急防災林整備事業補助金を869万2,000円、それから、針葉樹林と広葉樹の混交林整備事業負担金81万8,000円の減額でございます。

続いて、6目土木費県補助金は、実績見込みによりまして、ひょうご住まいの耐震化促進事業補助金10万円、それから、住宅関係の補助金を225万円の減額でございます。

7目の教育費県補助金でございます。トライやる・ウィーク事業の補助金が15万円の減額でございます。事業費の確定見込みによるものでございます。

続いて、3項の県委託金、4目農林業費県委託金でございます。地籍調査事業委託金が296万3,000円、それから、ナラ枯れ防除事業委託金206万5,000円の減額でございます。実績見込みによるものでございます。

続いて、7目教育費県委託金でございます。ひょうごがんばり学びタイム事業委託金が19万2,000円の減額でございます。

続きまして、16ページのほうをお願いをいたします。18款寄附金、1項寄附金、2目指定寄附金でございます。指定寄附金14万5,000円はJA兵庫西様からの御寄附でございます。充当する事業は、防災減災の、特に防災無線事業に充当をいたしてございます。それから、神河まち・ひと・しごと創生寄附金として100万円の増額で、京都市の近江屋ロープ株式会社様からの御寄附でございます。有害鳥獣対策の事業に充当をいたしてございます。

続きまして、19款繰入金、2項基金繰入金でございます。公共施設維持管理基金は136万2,000円、それから、まちづくり基金繰入金は989万2,000円、森林環境譲与税基金繰入金は499万3,000円、ケーブルテレビネットワーク施設維持基金は340万6,000円の減額でございます。それぞれ充当しております事業費の確定により減額をするものでございます。

続いて、21款諸収入、雑入でございます。環境対策育林事業受入金は211万9,000円の減額で、ひょうご農林機構からの助成金でございます。搬出間伐、それから、作業道の開設が助成の対象外となったことによるものでございます。それから、兵庫県市町交通災害共済組合設立基金配分金11万8,000円の増額でございます。最終の残余財産分の受入れになります。それから、デジタル基盤改革支援補助金807万2,000円の減額でございます。行政手続オンライン化システム改修に係るものでございます。後期高齢者医療窓口負担見直しに伴います事業費補助金が15万5,000円の計上でございます。窓口負担、2割負担新設に伴う増嵩経費に補助をされるものでございます。

続いて、22款の町債につきましては、第3表の地方債補正で御説明をさせていただいたとおりでございます。

続きまして、18ページの歳出をお願いをいたします。まず、人件費につきましては、

補正 8 号以降の変更に伴うものでございまして、職員給与、退職手当組合の特別負担金等職員手当、それから、会計年度任用職員の報酬手当等の補正をしております。なお、各科目での職員手当、共済費等の個々の説明につきましては割愛をさせていただきます。

ここで、28 ページのほうをお願いします。給与費の明細書になります。1、一般職、(1)総括をお願いをいたします。区分、比較欄で外書き、両括弧の上段につきましては、再任用短時間勤務職員、両括弧の下段につきましては、会計年度任用職員でございます。一般職で給与を158万3,000円の減、それから、職員手当40万3,000円の増、それから、共済費57万3,000円の減でございまして、合計で175万3,000円の減額補正でございます。また、会計年度任用職員につきましては、合計501万8,000円の減額補正でございます。

もう一度18 ページのほうに戻っていただきたいと思います。2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費でございます。庁舎ネットワーク、総合行政用コンピューター、行政手続オンライン化システムの改修など、1,795万4,000円の減額になります。

2 目の文書管理費でございます。定年延長、それから、個人情報の条例整備支援業務の委託料が58万3,000円の減額です。

4 目の財産管理費でございます。修繕料200万円の減額でございまして、庁用車の管理経費で実績見込みによるものでございます。センター長谷の窓口の業務につきましては38万1,000円の減額でございます。マイクロバスの運行・管理委託料は200万円の減額でございまして、コロナの影響による使用回数が減ったことによるものでございます。工事請負費につきまして、非常用の自家発電機更新工事でございまして、事業費の確定によりまして900万円を減額するものでございます。

今般の補正の財源調整のため、財政調整基金を9,046万1,000円を増額、補正後の残高見込みでございしますが、17億9,133万2,000円になります。今後の公共施設の維持管理のため、公共施設維持管理基金積立金を6,000万円増額、補正後の残高見込みでございしますが、4億1,310万7,000円でございします。

続いて、5 目の交通対策費でございます。デマンド交通、JR新野駅前バス待合所の設置工事、合わせまして457万円の減額でございます。これにつきましても、事業費が確定見込みによるものでございます。続いて、地域公共交通新型コロナウイルス対応型運行支援事業補助金23万5,000円の増額でございます。感染対策に配慮した運行に取り組む事業者を支援するものでございまして、県の随伴補助になります。負担の割合につきましては、県が4分の1、町が4分の1、事業者が2分の1となっております。続いて、交通安全対策基金の積立ては12万円の増額でございまして、配分金と運用利子によるものでございます。

続いて、6 目企画費でございます。設計業務の委託料522万円の減額でございまして、粟賀小学校跡地整備に係るもので、事業費確定見込みにより減額するものでございます。

続いて、19ページをお願いをいたします。創業促進事業補助金でございますが、1,000万円の減額で、創業の予定者の確定によるものでございます。なお、当初10名を予定しておりましたが、半数の5名ということになりました。続いて、機能性野菜6次産業化事業補助金でございますが、6,480万円の減額でございます。農産加工場設置事業は全額、販路の開拓経費につきましては実績見込み分を残しまして減額するものでございます。それから、地域自治協議会の設置運営事業の負担金でございます。137万1,000円を減額をいたします。実績の見込みによるものでございます。

7目ケーブルテレビ管理運営費は、局舎の空調設備更新工事等で1,785万4,000円の減額で、事業費の確定によるものでございます。基金積立金1,500万円は光ケーブル等の貸付収入の積立てでございます。これにより、ケーブルテレビの基金の残高見込みにつきましては1億1,975万5,000円でございます。

続いて、8目諸費でございます。5万4,000円の増額でございます。令和3年度の広域連合補助金確定により、精算により、人間ドック補助金の返戻金の増額でございます。

10目の消費者行政費は、神崎郡消費者生活中核センター負担金87万1,000円の減額でございます。センターの消費生活相談員が、1名の方が退職されたことに伴うものでございます。

3項の戸籍住民基本台帳費につきましては、事業費確定見込みにより、システム更新委託料を40万円減額、個人番号カード交付事業事務交付金407万9,000円の減額で、市町経由から国から直接、地方公共団体情報システム機構へ支払いが変更されたことに伴うものでございます。

○議長（小寺 俊輔君） 黒田財政特命参事、ちょっとここで一旦切ってください。

詳細説明の途中ですが、ここで昼食のため暫時休憩といたします。再開を13時とします。

午前11時55分休憩

午後 1時00分再開

○議長（小寺 俊輔君） 再開します。

それでは、午前に引き続き、令和4年度神河町一般会計補正予算（第9号）の詳細説明を求めます。

黒田総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課黒田でございます。詳細説明を申し上げる前に、午前中のところで、19ページになりますが、戸籍住民基本台帳のところのシステム更新委託料400万円の減ですけども、私、40万円というふうに申し上げたようでございます。おわびをして訂正を申し上げたいというふうに思います。

そうしましたら、20ページのほうを御覧をいただきたいと思います。3款の民生費、

1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費でございます。住民税の非課税世帯等臨時特別給付金が 6 1 4 万 6, 0 0 0 円、それから、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金 9 0 0 万円の減額でございまして、実績の見込みによるものでございます。なお、住民税非課税世帯等の臨時特別給付金につきましては、非課税世帯へ 1 0 万円の給付にコロナの地方創生臨時交付金を活用しまして、3 万円を上乗せをしている部分でございます。それから、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金につきましては、非課税世帯に 5 万円を給付するものでございます。続いて、人生いきいき住宅助成事業でございますが、実績の見込みによりまして 1 9 4 万 7, 0 0 0 円を減額するものでございます。続きまして、介護保険事業の特別会計の繰出金でございます。介護サービス給付費の減によりまして 6 2 8 万 3, 0 0 0 円の減額でございます。低所得者保険料軽減負担金繰出金は、歳入でも申し上げましたが、所得段階人数の増加によりまして 4 万 2, 0 0 0 円を増額するものでございます。

2 目の老人福祉費でございます。3 1 万 8, 0 0 0 円の増額でございまして、入所者が 1 名の障害者加算遡及分でございます。

3 目心身障害者福祉費、扶助費 4 5 8 万 8, 0 0 0 円の増額でございます。介護給付費等の実績見込みによるものでございます。

4 目の医療助成費でございます。1, 8 2 6 万 2, 0 0 0 円の減額でございまして、これも実績見込みによるものでございます。

7 目後期高齢者医療費は、窓口の 2 割負担新設に伴います増嵩経費を補助金を受け入れるための財源振替でございます。

続いて、2 1 ページをお願いをいたします。2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費でございます。子育て世帯生活支援特別給付金事業でございまして、システム改修費を含めまして、実績に伴い 1, 0 6 5 万 6, 0 0 0 円を減額するものでございます。こどもを健やかに生み育てる支援金は 6 5 万円の減額でございまして、対象の件数が減ったことによるものでございます。

2 目児童措置費は児童手当が 1, 0 0 0 万円の減額でございまして、対象の児童数が減ったことによるものでございます。

3 目保育所費でございます。私立保育所運営費委託料は 2 0 0 万円の増額でございまして、公定価格の増額、それから処遇改善加算、それから利用者が増えたことが要因でございます。延長保育促進事業補助金でございます。利用者が増えたことによりまして 1 3 万 2, 0 0 0 円の増額でございます。内訳といたしまして、寺前保育所で認定児童数が 7 人でございます。

続いて、4 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目保健衛生総務費でございます。水道事業会計の補助金でございますが、消火栓の新設工事によりまして 6 7 万 4, 0 0 0 円の増額でございます。原油の価格・物価高騰対策といたしまして、病院事業会計の補助金を 2, 6 1 0 万円、それから、水道事業会計に 5 0 0 万円の増額計上でございます。財源につ

きましては、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金を活用をいたします。総合病院事業会計の出資金ですが、医療機器の購入の減によりまして290万円の減額でございます。

続いて、2目健康づくり対策費でございます。予防接種で、材料費と接種委託料を合わせまして942万2,000円の減額でございます。これも実績の見込みによるものでございます。任意インフルエンザ予防接種につきましては、これも実績見込みで、委託料を118万4,000円、助成金を78万5,000円の減額でございます。

続いて、22ページをお願いいたします。新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、実績見込みによりまして、システム更新委託料、それから体制整備委託料を合わせまして152万6,000円の減額でございます。それから、臨時交付金の事業になりますが、新型コロナウイルス抗原定性検査でございます。実績見込みによりまして、検査委託料と病院の使用料を合わせまして628万円の減額でございます。なお、財源につきましては、新型コロナウイルスの地方創生臨時交付金でございます。

続いて、2項環境衛生費、中播北部行政事務組合負担金（火葬場分）でございますが41万7,000円の減額で、これにつきましても実績の見込みによるものでございます。

続いて、3項清掃費、1目ごみ処理費でございます。中播北部行政事務組合負担金でございますクリーンセンター分といたしまして、1,997万6,000円の減額で、人件費、それから、クリーンセンターのリサイクルプラザ運転維持管理委託料の減によるものでございます。

続いて、2目のし尿処理費でございます。中播衛生施設事務組合の負担金でございますが、467万9,000円の減額でございます。投入量が減ったことによるものでございます。続いて、原油価格・物価高騰対策といたしまして、下水道事業会計の補助金を900万円の増額計上でございます。これにつきましても、財源は地方創生の臨時交付金でございます。

続いて、5款の農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費でございます。中山間地域等直接支払交付金1万1,000円の増額でございます。協定農地の追加によるものでございます。対象地区が赤田地区でございます。続いて、町単独事業の農業機械施設整備支援事業補助金は261万9,000円の減額でございます。県の補助事業のほうを活用したため、こちらの部分を減額するというところでございます。続いて、鳥獣被害防止対策協議会の補助金は172万8,000円の減額でございます。実績によるものでございます。

続きまして、23ページをお願いいたします。シカ肉加工流通支援事業補助金でございますが、今回は持込みがなかったため10万円の減額でございます。それから、交流促進事業補助金5万円の減額ですが、コロナの影響によりまして、根宇野のユズ生産組合のオーナー制が中止になったことに伴うものでございます。環境保全型農業直接支払交付金は78万円の減額でございます。中干しの延期により交付面積が減ったことによる

ものでございます。地域集積協力金は22万5,000円の増額でございまして、新たに猪篠地区が該当になったものでございます。シカ捕獲専任班支援事業補助金356万2,000円の減額につきましては、鹿等の捕獲数が減ったことによるものでございます。農業生産コスト低減緊急対策事業補助金644万4,000円の減額でございまして、申請が15件のうち3件が不採択となったものでございます。担い手が農地の中間事業を活用し、未整備地を借り受ける未整備農地集積奨励金でございまして、21万円の増額でございまして、これも実績によるものでございます。

続いて、4目の農地費、60万円の減額でございます。農村地域防災事業で宮野大池の廃止工事に伴う支障立木補償金の確定によるものでございます。

5目農業施設管理費308万7,000円の減額でございます。水車公園前の小田原川転落防止柵の設置工事で、事業費の確定によるものでございます。また、道の駅のイベント補助金は30万円の減額でございまして、イベントの中止あるいは規模の縮小といったようなことによるものでございます。

6目の地籍調査費8,559万2,000円の増額でございまして、歳入で御説明をしたとおりでございます。

続いて、24ページをお願いをいたします。2項林業費、1目林業総務費でございます。千ヶ峰・三国岳線工事負担金が600万円の減額でございます。県の事業費確定によるもので、地方債補正で御説明を申し上げたとおりでございます。

2目の林業振興費でございます。まず、森林環境譲与税の活用事業でございまして、事業費確定見込みにより測量委託料を355万4,000円、それから間伐、簡易土留め工の減少によりまして、町森林管理事業委託料を946万1,000円、それから間伐、作業道の延長が減ったことにより、町森林整備事業補助金703万5,000円、それから林業活性化・森林環境保全の申請件数が減ったことによりまして、元気森もり活動推進事業補助金54万8,000円の減額でございます。続いて、ナラ枯れ防除の関係でございまして、ナラ枯れ防除対策業務委託料232万4,000円の減額でございまして、これは被害面積が減ったことによるものでございます。続いて、森林管理100パー推進事業でございまして、環境対策育林事業補助金が1,016万6,000円の減額でございまして、今回、切捨て、それから搬出間伐、作業道の延長が減ったことによるものでございます。続いて、県民緑税事業でございまして、緊急防災林整備事業負担金284万7,000円の減額でございまして、県の造林事業分が減ったことによるものでございます。それから、針葉樹林と広葉樹林の混交整備事業負担金79万5,000円の減額でございまして、防護柵の延長が減ったことによるものでございます。治山治水補助事業は、事業費確定によりまして、危険木関係が220万円、裏山防災関係が90万円の減額でございまして、

続いて、25ページをお願いをいたします。森林環境譲与税基金積立金事業でございまして、1,012万1,000円の増額で、補正後の基金残高を申し上げます。見込みとし

まして、1,984万1,000円でございます。

続いて、3項水産業費、1目水産業振興費でございます。寺前、長谷漁業及びNPOの兵庫トラウトファウンデーションにおきまして、今年度は活動実績がなかったため150万円を減額するものでございます。

続きまして、6款の商工費でございます。商工振興費でございまして、事業所燃料等の支援金が1,825万円の減額で、事業費の確定見込みによるものでございます。なお、財源につきましては、新型コロナウイルス対応の地方創生臨時交付金でございます。

2目の観光振興費でございます。1,150万9,000円の減額でございまして、観光施設等の事業費確定見込みによるものでございます。融雪材料費181万円の増額につきましては、材料費の価格高騰に伴うものでございます。

7款の土木費、1目土木総務費でございます。急傾斜地崩壊対策事業負担金750万円の減額でございまして、地方債補正で御説明を申し上げたとおりでございます。

2項の道路橋梁費、2目道路橋梁新設改良費でございます。道路メンテナンス事業で委託料616万円減額、工事請負費を384万円減額で、これにつきましても、事業費の確定によるものでございます。

続いて、26ページをお願いいたします。5項住宅費、1目住宅管理費でございます。修繕料242万5,000円の減額でございまして、住宅の撤去修繕費等が減額になってございます。町営住宅の設備工事請負費87万6,000円の減額につきましては、福本住宅の電気温水器の入替え工事に係るものでございまして、事業費の確定によるものでございます。ひょうご住まいの耐震化促進事業補助金150万円、若者世帯リフォーム支援補助金61万6,000円、公的賃貸住宅家賃対策調整補助金160万円、特定空き家等除却事業補助金200万円、三世代同居対応の改修工事推進事業補助金270万円の減額でございまして、それぞれ事業費の確定見込みより減額をするものでございます。

住宅建設費でございます。1区画50万円の宅地開発支援事業補助金150万を減額をいたします。減額理由につきましては、事業者が申請を見送りされたことに伴うものでございます。

8款の消防費、非常備消防費でございますが、140万1,000円の減額で、団員報酬、退職報償金等の減額と、それから、大会関係の中止によるものが主な減額理由でございます。

9款の教育費、2目事務局費は、「かみかわっ子」ふるさと育成事業にふるさと応援基金を充当したことによる財源振替ということでございます。ひょうごがんばり学びタイム事業は、小学校が16万円、中学校が3万円の減額で、委託の上限額が決定したことにより減額をするものでございます。

続いて、27ページをお願いいたします。3項中学校費で、コロナの影響によりまして部活動のバス利用が大幅に減ったため、自動車の借り上げ料を180万円減額をい

たします。トライやる・ウィーク事業につきましては30万円の減額で、事業費が確定したことに伴うものでございます。

5項社会教育費、2目の公民館費でございます。工事請負費で、グリンデルホールの舞台カメラ映像設置設備の更新工事を行いました、143万3,000円の減額ということでございます。

6項保健体育費、1目保健体育総務費でございます。町民温水プールの新型コロナウイルス地方創生臨時交付金の充当において、一部交付対象外経費というのが発生しましたので、63万5,000円を財源振替をするものでございます。

2目体育施設管理費は、町民温水プールの修繕費にふるさと応援基金を350万円充当することによる財源振替でございます。

10款の公債費につきましては、元金は町営住宅使用料、柏尾、福本になりますが、330万1,000円を充当することによる財源振替でございます。

28ページから30ページにつきましては給与費の明細書、それから、31ページと32ページは新規事業の説明一覧、33ページにつきましては、地方債に係る別添の資料を添付をいたしてございますので、御覧おきをいただきたいと思います。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いをいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第13 第12号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第13、第12号議案、令和4年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第12号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和4年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）でございまして、補正予算（第3号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

今年度の医療費の状況については、年度の前半、8月診療分までは過去最高額であった昨年度を上回る水準で推移しておりましたが、9月診療分以降、若干ではありますが下降してきた中で決算を見込む状況となりました。

補正の内容は、歳入では、国民健康保険税決算見込みによる減額、県支出金の普通交付金、特別交付金の確定見込みによる減額、国保税や県からの交付金の減額に伴う財政調整基金からの繰入金増額などが主なものでございます。

歳出では、予定していたシステム改修の一部が既存システムで対応可能となったこと

によるシステム改修委託料の減額、決算見込みによる一般被保険者療養給付費と高額療養費の減額、そして決算見込みによる財政調整基金積立金の減額が主なものでございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,201万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億662万1,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第14 第13号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第14、第13号議案、令和4年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第13号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和4年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）でございまして、補正予算（第2号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、歳入では、保険料の決算見込みによる減額、歳出では、保険料の減額に伴う後期高齢者医療広域連合納付金の減額でございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ255万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,381万2,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第15 第14号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第15、第14号議案、令和4年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第14号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和4年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）でございます。第3号補正予算以降、補正要因が生じたものについて補正をいたしております。

補正の要因としましては、歳入においては、調整交付金確定見込みによる増額、サービス給付費等諸費等の減額に伴う県支払基金の負担金及び交付金の減額と、介護給付費繰入金及び介護基金繰入金の減額が主なものでございます。

歳出においては、決算見込みによる介護サービス給付費等諸費の減額、決算見込みによる地域支援事業費の減額、介護サービス、給付費等諸費の減額に伴う介護給付費準備基金積立金の増額が主なものでございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,261万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億8,505万2,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第16 第15号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第16、第15号議案、令和4年度神河町訪問看護事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第15号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和4年度神河町訪問看護事業特別会計補正予算（第4号）でございます。第3号補正以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の理由は1点でございます。訪問看護事業は、日々地域住民の皆様のニーズが変化している中で、そのニーズに即応できるよう予備的に会計年度任用職員の人件費を計上していましたが、今年度中においてその見込みがなくなったため、減額補正するものでございます。

補正内容は、報酬で170万円、職員手当の期末手当で34万円、共済費の社会保険料で26万2,000円、旅費で計上している通勤費用で30万円それぞれ減額し、予備費で調整しています。このことによる歳入歳出予算の総額の増減はございません。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第17 第16号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第17、第16号議案、令和4年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第16号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和4年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第2号）でございまして、補正予算（第1号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の主な内容は、歳入では、繰入金の決算見込みによる減額、消費税還付金の確定による雑入の増額、次に、歳出では、いずれも決算見込みにより、修繕料、トラックスケール検査手数料、水質調査委託料、管理委託料、処分地整備工事請負費をそれぞれ減額するものでございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,229万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,308万1,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第18 第17号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第18、第17号議案、令和4年度神河町寺前地区振興基金特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第17号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和4年度神河町寺前地区振興基金特別会計補正予算（第2号）でございまして、補正予算（第1号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、歳入では、振興基金繰入金の減額、利子及び配当金の増額、歳出では、地区振興基金積立金及び集落運営諸経費助成金の増額、集落拠点集会施設整備事業補助金の減額でございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ120万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ971万2,000円とするものでございます。

なお、これらの内容につきましては、令和5年1月30日開催の寺前地区振興基金審議会において審議いただき、御承認いただいたものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第19 第18号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第19、第18号議案、令和4年度神河町水道事業会計補正予算（第4号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第18号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和4年度神河町水道事業会計補正予算（第4号）でございまして、補正予算（第3号）以降、補正要因の生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、予算第3条の収益的収入で、消火栓増設に係ります負担金の増額、電気代高騰対策として、新型コロナウイルス感染症対応による地方創生交付金として一般会計からの補助金の増額、予算第3条の収益的支出で、3年度決算に基づきます減価償却費の増額、収支均衡の原則により予備費を増額しております。

これらによりまして、水道事業収益的収入及び支出をそれぞれ4億1,993万4,000円といたします。

次に、予算第4条の資本的収入の予定額で、配水管布設工事等の事業費決算見込みにより、企業債の減額、資本的支出では、委託料、工事請負費の決算見込みにより減額があり、これが主なものでございます。

これらによりまして、資本的収入の総額は2億5,075万、支出の総額は4億3,533万9,000円とし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億8,458万9,000円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填いたします。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第20 第19号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第20、第19号議案、令和4年度神河町下水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第19号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和4年度神河町下水道事業会計補正予算（第3号）でございまして、補正予算（第2号）以降、補正要因の生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、予算第3条の収益的収入で、電気代高騰対策として新型コロナウイルス感染症対応による地方創生交付金として、一般会計からの補助金の増額、決算見込みにより消費税の還付を減額、予算第3条の収益的支出で、決算見込みによります消費税の増額、収支均衡の原則により予備費を増額しております。

これらによりまして、下水道事業収益的収入及び支出をそれぞれ6億3,358万3,000円といたします。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第21 第20号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第21、第20号議案、令和4年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第4号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第20号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和4年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第4号）でございまして、第3号補正以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

まず、予算第3条の収益的収入及び支出です。補正の内容は、収入の病院事業収益の医業外収益において、1目負担金交付金2,610万円と、2目補助金8,000万円をそれぞれ増額します。負担金交付金は町からの繰入金で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の一部を繰り入れするもので、令和4年度の衛生材料費やコロナ診療に係る人件費などに充当いたします。補助金は、新型コロナウイルス感染症対策に係る病床の空床確保対策県補助金でありまして、令和4年10月以降分として交付される見込みとなったため、計上するものでございます。

次に、支出ですが、予備費を1,000万円増額し、2,000万円といたします。これは、物価高騰による材料費や経費の動向が不透明で、予算不足になるかどうか微妙なところであるため、臨機対応できるよう予備費を増額するものでございます。これらのことにより、病院事業収益の総額を36億2,847万円に、病院事業費用の総額を35億5,950万1,000円とし、収益が費用を6,896万9,000円上回る黒字予算に転換いたしました。

次に、予算第4条の資本的収入及び支出です。まず、収入ですが、資本的収入において医療機器購入費用に充当する1項企業債を200万円、2項過疎債分の一般会計出資金を290万円それぞれ減額します。これら2点は、医療機器購入費用の確定によるものであり、入札結果により減額となったものです。5項貸付金返還金は、看護師修学資金貸与金を貸与し、入職していた職員が中途退職したことにより返還金が生じ、145万円の返還を受けたことによる貸付金返還金の増額補正です。このことにより、資本的収入を1億5,518万1,000円といたします。

最後に、資本的支出ですが、3項投資の看護師修学資金貸与金を180万円減額するものです。当初、4人分を想定し計上しておりましたが、結果、貸与者が1名であったため減額し、資本的支出合計を2億2,764万9,000円といたします。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第22 第21号議案から第34号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第22、第21号議案から第34号議案、令和5年度各会計予算を一括議題とします。

町長の所信表明並びに第21号議案、令和5年度神河町一般会計予算について、提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第111回神河町議会定例会の開会に当たりまして、令和5年度の予算並びに諸議案の御審議に併せまして、私の町政に対する所信の一端を申し述べさせていただきます。

改めまして、新年度を迎えるに当たりまして、これまでの町政課題の取組に対し、町民の皆様をはじめ、職員、議員の皆様、そして各方面の皆様の絶大なる御理解、御協力を賜り町政運営ができましたこと、心より感謝申し上げます。

新年度におきましては、令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症が季節性インフルエンザと同じ5類になることを受け、基本的な予防対策を実施していきながら、コロナ以降を見据えた施策を強力的に推進してまいります。

また、混迷するウクライナ情勢等を背景とした物価高騰や円安による地域経済、住民生活への影響に対しまして、国、県の動向と連携しながら対処してまいります。

さて、本年度は、旧粟賀小学校の跡地に公園・図書コミュニティ施設の建設に着手いたします。若者世代、子育て世代から高齢者世代まで、ゆっくりとした時間や空間を感じることができる多世代交流型の施設を目指してまいります。そしてSDGsの理念である持続可能なまちづくり、カーボンニュートラルをキーワードに、2050神河将来ビジョンの実現に向けたまちづくりへ一歩を踏み出してまいります。30年後、こんな

町でありたいという姿をイメージして、そこから逆算して、今、何をすべきかをしっかりと考え、地方創生事業に戦略的に反映していくことが極めて重要です。その中でも、神河町の87%を占める山林、山の再生が不可欠です。森林が持つ経済的な価値、近年の豪雨災害から地域を守る保水機能、そして野生動物の生息の場の保全であり、この森林の恵みを改めて享受する仕組みづくりが持続可能なまちづくり、住み続けられるまちづくり、そしてSDGsの理念につながっていくものと考えています。

地域創生事業である若者定住、教育、福祉の増進をはじめ、物価高騰や円安による地域経済の回復に向けた取組を推進し、活力あるまちづくりを創造してまいります。さらに、喫緊の課題となる赤字ローカル線（JR播但線の寺前駅から和田山駅間）の維持に向けた様々な取組を、県、沿線自治体と一体的に取り組み、拡大展開してまいります。

最後に、引き続き「継続さらに発展」をキーワードに、1、安全・安心がさらに広がるネットワークづくり、2、住んでよかったと思えるまち・ひとづくり、3、未来に希望が持てるまちづくりを柱に、地域、住民の皆様と一緒に神河町の元気づくりに取り組んでまいります。引き続きの皆様方の御指導、御鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

続いて、神河町の財政状況についてでございます。

令和3年度決算におきまして、財政の健全性を示す健全化判断比率のうち、実質公債費比率については、令和2年度から1.9ポイント下回り12.5%、財政構造の弾力性を示す経常収支比率については、6.5ポイント改善し85.3%となりましたが、両比率とも依然として類似団体より高い水準で推移し、起債余力、弾力性が弱く、財政構造の硬直化に歯止めがかかっていない状況が続いています。

また、一般会計の財政調整基金の令和3年度末残高は16億323万2,000円、令和4年度末の残高見込みは17億9,132万2,000円で、新型コロナウイルス感染症に係る国の補正予算等財政支援の効率的な財源、地方交付税で元利償還費用の措置のある過疎対策事業等を有効に活用し、財政調整基金に頼らない収支均衡予算を目標に少し改善したところです。改めて、歳入に見合った歳出、身の丈に合った予算執行が求められています。

また、加速化する人口減少社会、新型コロナウイルス感染症以降の生活様式の変化、数ある公共施設の老朽化の進行、ごみ処理施設、消防署の更新等広域行政への対応、近年増加傾向にある病院経営への繰り出し等による行政需要の増加に対応していくには、事務事業の効率化、各施設の健全運営と財政規律の堅持、財政運営の質の向上、すなわち適時適切な選択による重要施策への財源配分と効率的な執行がますます重要になってまいります。引き続き、標準財政規模（身の丈）から大きく膨れ上がった予算総額の縮小と併せて、財政調整基金に頼らない、そして過度に地方債に依存しない予算編成を基本に捉え、安定した健全な財政運営に取り組んでいかなければなりません。

続いて、町政運営の基本方針でございます。

令和5年度の町政運営は、「継続さらに発展」をキーワードに、1、安全・安心がさらに広がるネットワークづくり、2、住んでよかったと思えるまちづくり、3、未来に希望が持てるまちづくり、この3点を指針として、2050神河将来ビジョンの実現を目指し、第2次神河町長期総合計画を柱として、引き続き地域創生総合戦略を中心とした最重点施策に積極的に取り組むとともに、財政課題である健全な財政運営の確立に配慮しながら、持続的発展を目標に町政運営に取り組んでまいります。

第2次神河町長期総合計画の基本構想の内容を踏まえ、1、安全・安心のまちづくり、2、交流から関係（神河町を応援してくださる人を増やす）そして定住、3、子育て環境の充実、4、山林、農地の活用による雇用創出の推進に引き続き取り組んでまいります。

また、神河町のさらなる発展は、町の面積の87%を占める山林の有効活用と農業の再生が不可欠です。山林、農地を中心としたまちの再生、2050神河将来ビジョンの実現に向けたまちづくりへ一歩を踏み出してまいります。

そして、第2次神河町行財政改革大綱の基本である、将来にわたって持続可能な神河町をつくり上げるため、予算総額の縮小と財政負担の平準化に向け、今後の施設維持管理の方針を示した神河町公共施設等総合管理計画、各施設の個別計画に基づき、公共施設の適正な在り方を町民の皆様の御意見も伺いながら進めてまいります。

さらに、各行政区の活動を支援し、人口減少からの活性化につながる共通の仕組みとして、町民のまちづくりプラットフォーム、地域自治協議会を令和6年度中には全7行政ブロックで立ち上げ、神河町の元気づくりと持続可能な地域づくりに取り組んでまいります。

町長就任以来、私が基本としております、町民の皆様一人一人の意見を大切に町政の推進を図ることで、町民の皆様に常に町政に関心を持っていただくとともに、自分たちこそがまちづくりの担い手であるという意識を持っていただけるよう努めてまいります。続いて、令和5年度の予算編成でございます。

令和5年度の一般会計当初予算の総額は、対前年度比6億1,700万円、7.3%増の90億8,400万円の大型予算案を編成いたしました。

予算の編成に当たっては、財政調整基金に頼らない、そして過度に地方債に依存しない予算編成を基本に据えながらも、喫緊の行政課題に対応するため、積極的に財源配分を行いました。人口減少による税収等の増加が見込めなくなる一方、高齢化による社会保障費の増加や、老朽化した公共施設の更新等、限られた財源の中でより厳しい財政運営が求められた予算編成となりましたが、第3次神河町行財政改革大綱のテーマでもあります、地方創生の流れに乗った一歩踏み込んだ改革を意識した課題の選択と集中に取り組んだ予算案となりました。

歳入では、財政調整基金の繰入れを最小にとどめ、実質公債費比率の悪化につながらないように、過疎・辺地債など有利な起債を活用し、引き続き地方債の発行抑制に努め

ました。また、国、県の動向に注視しながら、デジタル田園都市国家構想交付金、躍動する兵庫応援事業補助金などを活用し、財源確保に努めました。

歳出につきましては、大型投資になります旧粟賀小学校の跡地整備、公園・図書コミュニティ施設の建設を予算計上し、デジタル田園都市国家構想交付金、過疎対策事業債を財源活用し、進めてまいります。また、2050神河将来ビジョンの実現に向け、その核となる農林業の再生推進事業を新規計上し、積極的に進めてまいります。区からの要望事業の継続と、特に河川内の環境整備として、樹木再繁茂抑制対策工事など抜本的な対応策を実施してまいります。さらに、喫緊の課題となる赤字ローカル線（JR播但線の寺前駅から和田山駅間）の維持に向けた取組として、播但線利用者に対する特急、団体、遠距離通勤・通学に対する補助、駅前下水道カラーマンホールの整備、電気自動車のシェア事業、長谷駅構内の環境整備等を予算計上しました。地域創生事業である若者定住、教育、福祉の増進をはじめ、物価高騰や円安による地域経済の回復に向けた取組を推進する予算を編成しました。

本予算の執行に当たりましては、効果的・効率的な予算の執行及び管理に努めてまいります。

続いて、主要施策の取組についてでございます。

これから御審議いただきます令和5年度当初予算案は別冊のとおりで、ここでは重点施策の2050神河将来ビジョン、神河町地域創生総合戦略と第2次神河町長期総合計画の6つの基本目標に沿って、その主な概要を説明いたします。

「2050神河将来ビジョンのまち全体のめざす姿～変わらない風景を未来の世代へ～」。1つ目として、山の再生と保全・活用。計画的な針葉樹の主伐、再造林、間伐等を着実に行うことや広葉樹化を進めるなど、さらに魅力的な山林、里山として再生し、環境を保護するとともに、その価値を高め、景観形成や災害防止、水源の涵養、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、林産物の供給など、多面的な機能を活用します。

2つ目に、川の再生と保全・活用です。水源の町として、下流域を含めた河川の水質改善に向けた取組や、水害対策などの安全性の確保により、アユ、アマゴなど昔ながらの川からの恩恵を受けられる環境へと再生し、その価値を高めます。

3点目、農・田園環境の保全・活用であります。田畑や里山、水路など美しい田園環境について、農業従事者や地域の理解と協力、デジタル技術の導入等により、効果的・効果的に保全しながら有効に活用します。

4点目は、歴史的景観の保全・活用です。銀の馬車道街道や福本遺跡を核とした関連遺跡区域などの歴史的景観について、地域の理解と協力の下で適切に保全しながら、住んでいる人、訪れた人にとって魅力を感じられる資源として有効に活用します。

5点目、環境保全・再生可能エネルギー等の活用であります。大気汚染や水質汚染など、環境への悪影響を及ぼすことがないよう生活や事業活動を行うとともに、再生可能エネルギー等の導入などによる脱炭素化やエネルギーの地産地消による地球に優しい地

域づくりを行います。

6点目として、環境・景観を守るための人づくりであります。山、川、田園の環境や景観を守り、生かすことができるよう、住民一人一人の意識を高め、地域に伝わる山林や川の管理、保全の方法を次世代に継承していくとともに、地域コミュニティ組織や集落営農組織、環境保全に関わる団体などの組織づくりや人材育成を行います。

続いて、神河町地域創生総合戦略について。地域創生総合戦略の核となる若者世帯向け住宅施策や移住定住施策を継続し、総合戦略の4つの基本項目、豊かな自然を生かし、安定した仕事を創造する。2点目の、地域の魅力を高め、交流から定住につなげる。3点目の、希望を持って結婚、出産、子育てできる社会を実現する。4点目の、安心して過ごせる豊かな暮らしを創造する。この基本項目を継承しながら、人口減少の中でも「兵庫のまんなかでキラリと光るまちづくり」を進めてまいります。

次に、第2次神河町長期総合計画の基本目標（6本柱）についてでございます。

まず1つ目の「ハートが安らぐまちづくり」で、第1は、「郷土を愛し、次世代を担う人材を育てる」でございます。本町の年間出生数は、平成27、28年に地域創生総合戦略の目標値である80名に近づいたものの、それ以降、減少傾向に転じており、相当な危機感を持った取組が必要となっております。国が進める出産・子育て応援施策と連動し、これまでの取組を生かしながら、地域の実情に応じた創意工夫に基づく柔軟な仕組みづくりが求められています。より効果的な施策を見極めながら、安心して子供を産み、子育てできる環境づくりに向け、引き続き総合的な対策を進めてまいります。

妊娠期から子育て期にわたるまでの包括的なサポートでは、子育て世代包括支援センターで、切れ目のない支援の充実を図ってまいります。スマートフォン用母子健康手帳アプリを活用して、予防接種スケジュール管理や母子健診等の情報発信を充実していきます。

神崎郡3町による病児・病後児保育につきましては、公立神崎総合病院内の施設を活用し、病院と連携した取組を進めていきます。

保育所や幼稚園での幼児教育につきましては、国の施策である幼児教育・保育の無償化の確実な実施と併せ、引き続きニーズに応じた質の高い保育や教育の提供に努め、充実を図ってまいります。

学校教育につきましては、第3期かみかわ教育創造プラン（令和3年から6年度）を基本とし、神河町の教育をめぐる現状と課題を踏まえ、実施・検証を見通した「ふるさとを愛し心豊かで自立する、神河の人づくり」を基本に、よりよい教育環境の充実と知・徳・体の調和の取れた教育の推進に努め、ふるさと神河への愛着と誇りを持った心豊かな人材を育ててまいります。

学校の適正規模・適正配置は、長谷小学校について、今後の具体的方向性を、地域PTA・学校・行政を交え、引き続き協議を進めてまいります。

学校給食につきましては、地産地消の下、地域の食材を増やし、栄養バランスの取れ

た安全・安心な給食の提供をしてまいります。また、給食センターの維持管理については、市川町との給食センターの共同運営について、令和7年度を目途に協議を進めてまいります。

神河町の将来を担う青少年の健全育成では、青少年補導委員会を中心に、関係機関の連携協力の下、その活動の充実・強化を図ってまいります。

神河町の文化財を活用した地域づくりについて引き続き推進していくとともに、町史編さんを重要施策と位置づけ、神河町らしい特色のある町史の作成を、町政20周年の令和7年より順次発刊を目指し、引き続き取り組んでまいります。

生涯教育や芸術・文化の振興につきましては、事業の在り方を踏まえ、公民館を拠点に要望やニーズに沿った教室を設け、引き続き学習機会を提供し、一般公演についても、町民の皆様喜んでもらえる内容を検討しながら開催してまいります。

また、中央公民館大ホールの設備環境整備については、効果的・効率的な運営を検討しながら年次計画を作成し、財源充当の平準化を図りながら進めてまいります。

社会教育・社会体育施設につきましては、各施設の運営に支障を来さないよう配慮しながら、住民の皆様健康づくりの拠点として利用していただけるよう、適切な維持管理に努め、さらに、各種教室やスポーツ大会の開催を通じたスポーツの振興にも取り組んでまいります。

スポーツをはじめ、各分野で活躍する「かみかわっ子」を広く紹介するとともに、情報発信に努め、地域への愛着の育みを応援していきます。

第2は、「安心して暮らせる環境をつくる」でございます。具体的には、この地域福祉、高齢者福祉、介護、障害者福祉、健康・医療でございます。

本町においては、人口減少と少子高齢化が進み、令和5年1月末時点において65歳以上の人口は4,043人で、総人口に占める割合は、前年比0.28ポイント増の37.98%に達し、超高齢化がますます進行しています。引き続き、何歳になっても元気で暮らせるよう、地域住民との連携・支え合いを基本とした福祉・保健・医療の充実を図りながら、健康長寿のまちづくり、そして誰もが安全・安心を感じられる地域社会の実現に向けた各種の施策を実施してまいります。

また、コロナ禍の中で高齢者の社会参加の機会が減り、体力が減退するなどのフレイル（虚弱）が危惧されており、コロナ以降を見据え、地域力の回復と併せた対策を引き続き取り組んでまいります。

さらに、高齢者の暮らしを支えるための取組につきまして、介護予防教室の開催、老人クラブ活動・地域住民グループ活動への支援、人生いきいき住宅助成事業などの施策を継続して実施してまいります。

国民健康保険事業につきましては、より一層の健全な運営を図りながら、国民健康保険被保険者の健康を保持・増進するためのより効果的な保険事業に引き続き取り組んでまいります。

介護保険制度における介護予防・生活支援につきましては、引き続き総合事業の取組の中で援護を必要とする方のニーズを把握しながら、介護予防・生活支援サービスを提供するとともに、認知症高齢者に対する地域での見守りや相談等にしっかりと取り組んでまいります。また、本年度は高齢者福祉計画と併せ、介護保険計画の見直し（第9期）を予定しております。神河町社会福祉協議会に委託している生活支援コーディネーター業務での地域における生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備に向けて、定期的な情報の共有・連携強化の場としての生活支援協議体の未設置の区へ、引き続き設置の働きかけを積極的に進めてまいります。

地域包括ケアシステムの推進につきましては、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、町と関係者間の連携・協力の下、より適切な支援・サービスを提供していくために、引き続き在宅医療・介護連携推進協議会における3つの部会で協議、検討した具体策を段階的に実施してまいります。また、公立神崎総合病院に設置する神崎郡内3町と神崎郡医師会の連携による在宅医療・介護連携支援センター事業を展開してまいります。

障害者福祉の取組につきましては、本年度、障害者計画及び障害者福祉、障害児福祉計画を更新し、個々のニーズに対応した自立支援給付や地域生活支援等の福祉サービスの提供に当たってまいります。また、神河町社会福祉協議会「ひと花」、民間による施設整備への支援など、適切なサービスの利用を進めてまいります。

福祉医療の充実につきましては、引き続き高校生等までの医療費を無償化し、保護者の負担軽減を図ってまいります。

後期高齢者医療事業につきましては、団塊の世代の後期高齢入りなど変革期を迎えますが、広域連合と連携しながら、さらに適正な実施に努めてまいります。

町民の皆様の健やかな生活を支える保健・医療の取組につきましては、公立神崎総合病院と連携しながら、町民自らの自主的な健康づくりに取り組む意識の形成を図るとともに、町が実施する健康づくりポイント事業や健診への参加者の増加を図ってまいります。また、町ぐるみ健診（特定基本健診）において、今年度から基本健診の自己負担を無料とし、受診率アップを目指します。個々の健康状態を把握するとともに、がん検診等による多くの住民のがんや特定疾病の早期発見、早期治療につなげ、住民の皆さんの健康保持・増進を図ってまいります。

住民の皆さんの救急事態に備え、その応急措置に必要となるAEDについて、各区の拠点施設である集会所等への購入等の補助制度の活用を推進していきます。

また、デジタルを活用した課題解決として、デジタル田園都市国家構想交付金を活用して、急性期医療ICT連携ネットワークサービス事業に取り組んでまいります。この事業は、神河町、神戸大学医学部附属病院、公立神崎総合病院、姫路市消防が連携し、ICTを用いて患者搬送前の情報共有を行い、病院到着時の治療対応を迅速かつ効率的に行うもので、また、受入先救急病院で対応が難しい場合、ICTを用いて病院間で情

報共有を行うことにより、患者救命率向上を目指すものです。

公立神崎総合病院につきましては、地域の医療を担う中核病院として引き続き医療体制に努めるとともに、診療機能の質的向上を図ってまいります。また、最喫緊の課題である経営改善については、町病院経営改善対策本部を設置し、改革・改善に向けた様々な対策や取組を講じていますが、効果は限定的で、抜本的な改革まで至っていない状況で、町財政にとって大きな負担となっており、依然として厳しい経営環境が続いています。今後、地域医療の維持・確保に向け、外部評価委員会、神河町病院改革委員会を設置し、経営改善、組織改正、医療サービス、経営改善計画及び経営強化プランの策定に向け、危機意識を共有しながら、病院と行政が一体となって経営改善・改革を最加速させてまいります。

新型コロナウイルス感染症による様々な影響については、その対策に万全を期し、引き続き住民の皆様が安心して暮らせる環境を整備してまいります。

第3は、「美しく安全なまちを築く」（自然環境・地域景観、生活環境、地域情報基盤、防災、防犯・交通安全）でございます。

2050神河将来ビジョンの町全体の目指す姿は、変わらない風景を未来の世代に引き継ぐことです。恵まれた美しい山、川、田畑の自然環境、そしてそこに住む人々の地域や生活など、あらゆる環境の保全、活用を図ってまいります。特に神河町の87%を占める山林の再生は不可欠です。森林が持つ経済的な価値、近年の豪雨災害から地域を守る保水機能、そして野生動物の生息の場の保全であり、この森林の恵みを改めて享受する仕組みづくりが、持続可能なまちづくり、住み続けられるまちづくり、そしてSDGsの理念につながっていくものと考えています。

本年度は、2050神河将来ビジョンの実現に向け、その核となる農林業の再生推進事業を新規計上し、放棄農地の再生など田畑の保全、再生、町花・町木の植栽再生、広葉樹林の再生など、その取組を推進、拡大してまいります。

次期ごみ処理施設の整備については、新施設の建設地、市川町浅野区での施設建設に向け、中播北部行政事務組合及び神崎郡3町の連携の下、引き続き地域の皆様の御理解をいただきながら、早期完成に向けて取り組んでまいります。

地球温暖化対策については、クールチョイスなまち宣言を基本に、地域再生可能エネルギー導入目標に基づき、脱炭素社会に向けた明確な目標を設定し、具体的に取り組を進め、2050ゼロカーボンを実現するための計画、神河町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の施策展開を図ってまいります。引き続き、かみかわ未来環境塾の継続的開催、そして「ゼロカーボンなまち」宣言、世界首長誓約の署名を通し、2050ゼロカーボンの実現に取り組んでまいります。

集落に点在している老朽化した危険な空き家等につきましては、引き続き略式除去、除却費用補助等の制度により進めてまいります。本年度は、空き家等実態調査を実施します。

水道事業につきましては、経営戦略に基づいた施設の管理運営に取り組むとともに、市川町、朝来市との連携強化による経営改善の具体化、簡易水道と上水道との統合による機械類の更新、そして老朽化した管路の耐震化を引き続き実施してまいります。

下水道につきましては、経営戦略に基づいた施設の管理運営に取り組んでいくとともに、施設の効率化と維持管理コストの削減を目的とした施設の統廃合、長寿命化を進めてまいります。

神河町のCATV、高速インターネットにつきましては、地域創生による定住・移住を加速させるためにも、引き続きサービスの充実と適切な管理運営に努めてまいります。

消防・防災につきましては、近年多発している自然災害に備え、地域の防災力を高めるとともに、災害警戒態勢の強化を図ってまいります。また、地域防災の要として、町民の生命と財産を守るという大きな使命を担っている消防団のさらなる防火、防災体制を強化していくとともに、初期消火活動に必要な消防施設設備の整備や、消防団員が安心して活動できるための装備備品の充実を進め、あわせて団員の確保に努めてまいります。また、自主防災組織の強化として、消防団OBを中心として、防災士の確保を引き続き推進していきます。

常備消防としての姫路市消防事務委託については、現在、姫路市消防を含め郡内3町で協議を進めています消防本署・出張所の移転建て替え更新について、常備消防機能のさらなる強化につながるよう、しっかりと協議を進めてまいります。

現在、運用中の防災行政無線につきましては、迅速で正確な情報伝達に努めてまいります。

地域における夜間の防犯対策につきましては、町の基本施策である温室効果ガスCO₂削減を基本に、各区の防犯灯のLED化を進めており、引き続きLED電球への切替えに係る補助金を予算化するとともに、防犯カメラの設置を進め、犯罪の抑止・防止に努めてまいります。また、費用対効果が高い電話機設置の「録音チュー」等、犯罪の抑止・防止策について、継続事業として町単独で引き続き実施していきます。

課題の一つである河川環境整備については、県土木事務所と連携し、今年度から樹木再繁茂抑制対策工事により、抜本的な解消を図ってまいります。

次に、2つ目の「ハートが賑わうまちづくり」であります。この第4に、「人が行き交い、出会うまちを創造する」（土地利用、道路・交通、交流、定住促進）でございます。

人口減少が続いている本町にとって、地域コミュニティの低下による地域の活力維持が最大の課題となっています。現在、神河町に住んでいる若者に将来にわたっても住み続けてもらわないと、地域の崩壊・消滅につながっていくおそれがあります。若者が住んでみたいと思えるまちづくりが一番であり、これまで強力的に推進してきました若者定住施策の継続をさらに促進させ、宅地区画開発に補助支援する宅地開発支援事業等にも着手し、相当な危機感を持って若者定住施策をさらに加速していきます。

神河町に住み続けておられる住民の皆様引き続き住み続けていただくための施策展開、サービス提供に努めてまいります。

個人財産の保護や経済活動をより促進させるため、町全体において地籍調査を継続して実施してまいります。その成果は、今後の山林をはじめ、土地利用における重要な基礎資料として、企業誘致や宅地開発支援事業など重要施策の推進に有効的に活用を図ってまいります。

公共交通につきましては、町民の移動手段であるコミュニティバス運営と併せて、予約により送迎を行うデマンド型交通への併用転換を進めてまいります。本年度は、車両2台を購入し、川上線に続いて作畑・新田線、上小田線の3路線にデマンド交通の試験運行を拡大してまいります。

JRが公表した加古川、山陰、播但、姫新線4路線6区間の、輸送密度2,000人未満の赤字ローカル線が波紋を広げています。赤字ローカル線（JR播但線の寺前駅から和田山駅間）の維持に向けた取組は、喫緊の課題であると強く認識しています。その取組として、播但線利用者に対する特急、団体、遠距離通勤・通学に対する補助、駅前下水道カラーマンホールの整備、電気自動車のシェア事業、長谷駅構内の環境整備等を本年度予算計上いたしました。今後、路線維持に向けた様々な取組を県、沿線自治体と一体的に取り組み、拡大展開してまいります。

道路につきましては、町民生活の安全確保、区要望も含め、過疎・辺地計画の事業を中心に、引き続き確実に進めてまいります。特に本年度から道整備交付金事業に着手いたします。

橋梁につきましては、引き続き長寿命化修繕計画に基づいて、修繕工事を着実に実施してまいります。

住民生活道路である町道の除雪につきましては、緊急時の出勤への協力や連携の体制整備を図り、凍結防止も含め、今後の積雪にしっかりと備えてまいります。

第5は、「魅力と活力の産業を育てる」（農林水産業、商工業、観光）でございます。

本町の豊かな自然や地域資源を生かした農林業、商工業の連携による6次産業化の推進による雇用の創出、そして収量アップにつながる農業の実現による農業再生に向け、取り組んでまいります。

仕事づくりににつきましては、起業や創業に対しての支援、企業誘致の推進による働き場所の確保、新たなかみかわブランドの発掘やPRなどを引き続き展開してまいります。

農業につきましては、町農業委員会と神河町地域農業再生協議会とが協調しながら、農業の活性化と再生に引き続き力を注いでまいります。特に地域計画と活性化計画の一体的推進として、農業上の利用が行われる農用地等の区域に地域計画を策定し、また、農業上の利用が困難である農地については活性化計画を策定し、両計画を一体的に推進することにより農地の適切な利用を確保し、持続的な土地利用を推進してまいります。

また、主食米以外の生産拡大や新規就農者、農業経営法人化の支援、人・農地プラン

策定への支援、米安全確保対策など、あわせて、有害鳥獣である猿・鹿・イノシシの捕獲対策の一層の強化を図りながら、安全で良質な農産物の生産拡大並びに農地保全の取組を引き続き積極的に展開してまいります。特に有害鳥獣対策としては、各地域の実態と実情に応じた対策を講じ、効果的で抜本的な解決を図ってまいります。

林業の活性化と再生につきましては、森林管理100%事業による計画的な搬出間伐と作業道開設とともに、森林環境譲与税の財源を活用し、間伐や搬出等の森林施業に対する町独自の補助事業を拡充しながら、一体的に森林整備を実施してまいります。あわせて、若者世帯の住宅取得及びリフォームの補助事業の町内加算の補助金も継続し、地域内循環を促進してまいりたいと考えています。特に山林の再生については、木質バイオ等エネルギーの地産地消と地域資源の経済循環の仕組みづくりを引き続き研究、検討してまいります。

水産業の活性化と再生につきましては、漁業組合や漁業者、NPO団体等が行う新たな取組への支援を行うとともに、関係者と連携しながら一体的に推進してまいります。

観光振興については、四季を通した魅力あふれる神河町を町ホームページ、観光ナビにより町内外へPR、発信していきながら、観光交流人口からの経済循環拡大を目標に、観光交流センターを拠点に観光協会、観光施設指定管理者、行政、そして関係する事業者と連携しながら引き続き取り組んでまいります。

かみかわの賑わいづくりにつきましては、峰山高原リゾートホワイトピーク及びグリーンピーク、また、道の駅「銀の馬車道・神河」、新田ふるさと村、グリーンエコー笠形、ヨーデルの森、桜華園、砥峰高原を拠点に、町内観光施設へのさらなる誘導、波及効果の拡大に向け、観光協会、商工会はじめ、日本遺産「銀の馬車道・鉱石の道」の沿線自治体と連携しながら取り組んでまいります。越知川名水エリア、銀の馬車道エリア、大河内高原エリアの3つのエリアにある観光施設・資源を最大限に生かしながら、それぞれの施設における独自のサービス向上を図り、より魅力ある観光地・施設として町内外に発信してまいります。そして、観光施設、指定管理の運営については、施設の老朽化・更新の問題と併せて、その在り方について踏み込んだ議論を進めていかなければなりません。

次に、3つ目の「ハートが繋がるまちづくり」の第6は、「安定した持続可能なまちを実現する」（人権、住民参画、コミュニティ、行財政）でございます。

「人権尊重のまち」宣言を基本に、全ての人が幸せになるために、神河町部落差別の解消の推進に関する条例に基づき、引き続き毎月11日は人権を確かめる日の啓発、PR活動を推進し、誰もが人として尊重されるまちづくりに取り組んでまいります。

町長懇談会については、引き続き行政ブロック単位で開催し、地域自治協議会の推進と併せて、集落が抱える喫緊の課題や町としてぜひ共有しておかなければならない課題等についての貴重な意見を、今後のまちづくりに生かしてまいります。

まちづくりの指針となる第2次神河町長期総合計画については、本年度、後期基本計

画を策定いたします。その成果の検証を通し、町民の皆様との協働の下、取り組んでまいります。男女共同参画推進計画については、推進アドバイザーを招聘し、その実現に努めてまいります。

町有財産の管理については、財産台帳・重要備品台帳の整備を適正に行うとともに、町有地の処分について、企業誘致、住宅用地としての有効活用を含め、検討をしてまいります。

情報発信につきましては、官報機能としての町広報、町ホームページやSNSなど、様々なツールを活用した情報発信を充実してまいります。引き続き、町内外に町政やイベントなどの情報を適時適切に発信し、町民の皆様の生活に有用な情報提供に努めてまいります。

町民の皆様から納付いただいております町税につきましては、的確な課税客体の把握により、公平公正な課税を行ってまいります。また、適切な滞納処分を行うとともに、特別徴収月間での徴収強化の取組による徴収率をアップしてまいります。

住民サービスにおいては、マイナンバーカードを利用した住民票、印鑑証明、戸籍証明等の取得、町税や上下水道料金の納付ができるように利便性の向上を図ってまいります。また、マイナンバーカードの普及率を向上させ、引き続き町民の皆様のマイナンバーカードの取得促進に力を注いでまいります。

また、国が推進する自治体DX推進計画（デジタルトランスフォーメーション）、自治体デジタル化に沿って、引き続き行政IT化の推進及び行政手続の見直しに取り組んでまいります。

ふるさとづくり応援寄附金につきましては、貴重な自主財源であることから、より一層の普及とPRを行い、返礼品を充実しながら積極的に取り組んでいくとともに、頂いた寄附金を有効に活用してまいります。特に企業版ふるさと納税と一体的に取り組む、タウンプロモーション冊子の作成、ウェブシステムの活用等を通し、神河町の抱える課題解決に向けた取組を発信し、賛同、応援していただける企業、個人を増やしていけるよう、職員一人一人が営業に努めてまいります。

現在の町行政におきましては、自らの判断と責任においてその事態の解決に向け、神河町にとって意義あることを的確に見定めながら、政策の自己決定・自己責任による行財政運営を行っていかねばなりません。そのためには、神河町の将来と住民の視点を第一に、住民目線で考える職員を育てていく必要があります。そのために必要な研修は、その時々に応じタイムリーに確保、提供しながら、職員一人一人の能力向上や育成、モチベーションアップを図るとともに、組織力の向上につなげてまいります。

町財政につきましては、人口減少による税収等の増加が見込めなくなる一方、高齢化による社会保障費の増加や老朽化した公共施設の更新など、限られた財源の中でより厳しい財政運営が求められます。第3次神河町行財政改革大綱のテーマでもあります、地方創生の流れに乗った一歩踏み込んだ改革を意識した課題の選択と集中が不可欠です。

当町の抱える課題であるモノ、ヒト、カネ、公共施設及びインフラ資産の老朽化・更新問題、人口減少、少子高齢化問題、歳出圧力に対応する財源確保問題、これらを乗り切るため、引き続き標準財政規模（身の丈）から大きく膨れ上がった予算総額の縮小と併せて、財政調整基金に頼らない、そして過度に地方債に依存しない財政運営を基本に、安定した健全な財政運営の確立に取り組んでまいります。

キーワード「継続さらに発展」として、各行政区の活動を支援し、人口減少からの活性化につながる共通の仕組みとしての町民のまちづくりプラットフォーム、地域自治協議会の設立、神河町のさらなる発展の可能性を考えた山林、農地を中心としたまちの再生、2050神河将来ビジョンの実現に全力で取り組んでまいります。

本年度は、旧粟賀小学校の跡地に公園・図書コミュニティ施設の建設に着手いたします。若者世代、子育て世代から高齢者世代まで、ゆっくりとした時間や空間を感じることができる多世代交流型の施設を目指してまいります。旧粟賀小学校跡地活用については、建設、その後の運営、維持管理に大きな財政負担を伴います。有利な財源の確保を図りながら、計画的に、適切に事業を進めてまいります。

最後に、「ハートがふれあう住民自治のまち」の実現に向け、「ハートが安らぐまちづくり」、「ハートが賑わうまちづくり」、「ハートが繋がるまちづくり」を基本とし、町民の皆様とともに、「大好き！私たちの町 かみかわ」をしっかりと共有し、町政運営に取り組んでまいります。

以上を申し上げまして、令和5年度の予算に対する私の所信といたします。

次に、第21号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和5年度神河町一般会計予算でございまして、地方自治法第211条第1項の規定によりまして議会に提出するものでございます。

予算書の2ページを御覧ください。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ90億8,400万円と定め、その歳入歳出予算の款項の区分・金額は、第1表、歳入歳出予算によると定めております。前年度当初予算と比較して7.3%増、額にして6億1,700万円の増額でございます。

続きまして、歳入でございます。13ページをお願いいたします。

1款町税は18億3,800万5,000円で、対前年度比3.4%、6,056万3,000円の増額でございます。

2款から10款までの地方譲与税、そして各県税の交付金と地方特例交付金は、前年度決算見込みを基本に、地方財政計画、そして県の配分見込みによりそれぞれ計上しております。

11款地方交付税は36億5,000万円で、対前年度比7.4%、2億5,000万円の増額でございます。普通交付税は31億5,000万円で、対前年度比8.6%、2億5,000万円の増額でございます。特別交付税は5億円でございます。

12款交通安全対策特別交付金は200万円で、対前年度比マイナス9.1%、20万

円の減額でございます。

13款分担金及び負担金は3,809万円で、対前年度比16.8%、549万1,000円の増額でございます。

14款使用料及び手数料は1億5,731万円で、対前年度比マイナス12.0%、2,141万円の減額でございます。

15款国庫支出金は7億5,938万8,000円で、対前年度比5.4%、3,912万6,000円の増額でございます。

16款県支出金は5億8,807万4,000円で、対前年度比マイナス15.3%、1億5,96万1,000円の減額でございます。

17款財産収入は2,981万9,000円で、対前年度比マイナス2.6%、78万5,000円の減額でございます。

18款寄附金は1億500万1,000円で、対前年度比90.9%、5,000万円の増額でございます。

19款繰入金は4億1,253万2,000円で、対前年度比31.2%、9,819万7,000円の増額でございます。そのうち、財政調整基金繰入金は1億9,500万円で、対前年度比6,700万円の増額でございます。

20款繰越金は5,000万円で、前年度と同額でございます。

21款諸収入は1億9,698万1,000円で、対前年度比6.5%、1,207万9,000円の増額でございます。

22款町債は8億2,540万円で、対前年度比42%、2億4,420万円の増額でございます。

続きまして、歳出でございます。14ページをお願いいたします。

1款議会費は8,746万4,000円で、対前年度比0.9%、76万1,000円の増額でございます。

2款総務費は19億5,181万4,000円で、対前年度比26.8%、4億1,288万3,000円の増額でございます。

3款民生費は15億4,231万2,000円で、対前年度比1.5%、2,328万8,000円の増額でございます。

4款衛生費は16億9,592万3,000円で、対前年度比2.4%、3,942万6,000円の増額でございます。

5款農林水産業費は5億2,729万円で、対前年度比マイナス18.1%、1億1,662万2,000円の減額でございます。

6款商工費は2億1,652万円で、対前年度比マイナス6.6%、1,528万4,000円の減額でございます。

7款土木費は6億1,132万円で、対前年度比13.9%、7,466万2,000円の増額でございます。

8款消防費は2億7,007万4,000円で、対前年度比18.2%、4,155万6,000円の増額でございます。

9款教育費は9億633万6,000円で、対前年度比6.7%、5,715万1,000円の増額でございます。

10款公債費は12億6,494万6,000円で、対前年度比8.5%、9,917万9,000円の増額ございまして、元金償還金が12億2,054万7,000円、利子償還金が4,439万1,000円、公債諸費が8,000円でございます。

12款予備費は1,000万円で、前年度と同額でございます。

以上が提案の理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、総務課財政特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 町長の所信表明が終わりました。

○議長（小寺 俊輔君） ここでお諮りします。日程の途中ですが、本日の会議はこれで延会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 御異議ないものと認めます。

本日はこれで延会とすることを決定しました。

次の本会議は、明日、3月3日午前9時再開とします。

本日はこれで延会します。どうもお疲れさまでした。

午後2時47分延会
